

平成26年第5回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成26年9月17日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月17日午前9時0分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理事（政策推進課長） 理事（総務防災課長） 理事（都市建設課長） 理事（教育委員会総務課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 防 災 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 政 策 推 進 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 今 村 雅 勇 植 田 充 彦 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 上 田 武 司 塚 本 敏 孝 寺 口 嘉 彦 島 野 千 洋 橋 本 雅 至 村 社 仁 史 松 村 嘉 容 巳 波 規 秀 山 崎 孔 史 中 村 九 啓 山 口 繁 雄 今 田 良 弘 浦 井 久 嘉

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>都市建設課主幹 観光産業課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>竹 吉 一 人 寺 口 浩 代 北 川 貴 史</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任</p>	<p>西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成26年第5回（9月）  
平群町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月17日（水）  
午前9時開議

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	10番	下中 一郎	1 地域とともにある学校づくりを 2 農業の6次産業化の推進について
2	2番	戎井 政弘	1 R168バイパス沿い諸施設の進捗状況等について
3	1番	井戸 太郎	1 通学路のLED電灯の増設を 2 コミバスに図書の本、返却ボックスを設置してはどうか 3 公共交通の考え方について
4	8番	窪 和子	1 町民の命を守る防災対策の強化を 2 新「こども園」の安全な通園対策を 3 高齢者のボランティア制度の導入を 4 ピロリ菌検査を特定健診時に導入を 5 「新公会計制度」の導入で、「公共施設等総合管理計画」の策定を
5	4番	森田 勝	1 ふるさと納税を拡充すべきでは 2 町内の既存宅地造成地は安全か 3 町内サイクリングロードの安全対策等は□
6	9番	山田 仁樹	1 町道鳴川路線の拡幅と維持安全管理について 2 災害時の警戒体制について

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は、発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号10番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○10番

おはようございます。10番、下中一郎です。通告に基づきまして、2点にわたって一般質問を行いたいと思います。

まず1点目、地域とともにある学校づくりをということで、通告をいたしております。

本町では、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを目指して、学校地域パートナーシップ事業を実施し、地域ぐるみで学校づくりの取り組みがされているところであります。このような取り組みの中、今年度は、さらに学校と地域の方々がより一体となって子どもたちを育む環境づくりを進めるため、学校の先生、地域の先生によるHEGURICH・タイムプロジェクトという名称で、学校や地域での教育活動を推進する体制がとられました。

学校での支援活動はもとより、土曜日、日曜日や夏休み、冬休み、春休みなどを利用した地域での教育活動が、子どもたちの仲間づくりや連帯感を育み、また地域の先生方と接しての世代間交流などを、地域の教育力の向上につながり、地域でのきずなも強まっていくのではないのでしょうか。

地域での取り組みとして、各自治会で、公民館や集会所を開放して、スポーツ活動や算数、英会話、書道教室の開催や、子どもたちの感性に触れる自然体験型活動があります。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目として、今年度より始められたこのような取り組みが、幾つかの

自治会で開催されたと伺っておりますが、現時点での取り組み状況についてお聞きをいたします。

2点目として、このような地域での取り組みを、今後各自治会へも広めていくべきだと考えられますが、いかが考えておられるのかお尋ねをいたします。

それから3点目として、地域と協働して子どもたちの教育を担う地域の先生方の人材発掘も大変重要であります。どのような方策を考えておられるのかお聞きをいたします。

以上3点についてお伺いしますので、よろしく申し上げます。

2点目として、農業の6次産業化の推進についてお尋ねをいたします。

言うまでもなく、本町の基幹産業である農業は、都市近郊型農業として活気ある農業が展開されているところであります。生産量・出荷量とも日本一を誇る小菊を初め、ブドウ、バラ、イチゴ、トマト等が栽培され、市場や消費者の間でも高い評価を得ているところであります。

しかしながら、農業従事者の高齢化や担い手不足、さらには年々増加傾向にある遊休農地や耕作放棄地などで直面する課題も山積しています。

そんな中で、第5次総合計画や観光基本計画の中でも、重要な施策として農業の6次産業化の推進がうたわれています。今日までも、この6次産業化についてはさまざま議論もあり、調査研究もされてきているところであります。

そこでお尋ねいたします。

まず、現時点での取り組み状況についてお聞きをいたします。

次に、平群ならではの特産品の開発や加工施設の確保、さらには販路の確保など、より綿密な検討が求められておりますが、今後、具体化に向けてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

以上2項目であります。明確な御答弁をよろしく願います。

○議長

教育委員会総務課松村参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

それでは、1項目めの地域とともにある学校づくりをについての御質問にお答えをいたします。

教育委員会では、地域とともにある学校づくりをさらに充実させるため、今年度、従来の学校地域パートナーシップ事業に、ティーチャーとローカルチャーによるHEGURICH・タイムプロジェクトという名称をつけました。HEGURICHとは、山のぼっけHEGURICHという平群ブランドコピーで、平群とリッチとの造語であります。平群の全ての豊かさを生かした教育の時間という意味で、HEGURICH・タイムプロジェクトというネーミング

にさせていただきます。

ローカルチャーは、地元の先生という意味でありまして、学校での支援活動並びに土曜日や日曜日、夏休みなどの休業日を利用して、学校、地域がともに子どもを見守り、居場所を提供し、支援する体制づくりに支援をいただいております。また、それぞれの学校におきまして、HEGURICH・タイムプロジェクトを実践しておりまして、多くのローカルチャーによりますたみこも平群検定や平群の特産菊づくりを学ぶ、また戦争体験講話など、いろいろな学習指導計画や学校創造プロジェクトを進めております。

まず、1点目のご質問、自治会での取り組み状況についてのご質問でございますけれども、本年度、地元の子どもたちを対象とした教育活動を展開している自治会は、現時点で把握しておりますのは二つの自治会でございます。

一つは、御陵苑自治会で、サマースクール御陵苑と題しまして、8月の夏休み中の3日間、御陵苑公民館で、午前中、夏休みの宿題のドリル、また絵画、工作、習字、絵日記など、それぞれの児童の学習ニーズに基づいて、ローカルチャーの支援のもと取り組んでいただきました。参加者は延べ11名の児童の参加がございまして、ローカルチャー3名に加えまして、学生ボランティアも延べ3名が参加し、開催をされました。

もう一つは、三里自治会です。三里漫画大会子ども教室と題しまして、ドリルや工作、夏休みの宿題のお助けを行ったり、子どもたちのフリー遊びなどの内容で、開催時期は7月終わりから8月2日までの1週間、三里の公民館で開催され、1日平均5名、延べ35名の子どもたちが参加をされ、ローカルチャー1名と小地域ネットワーク事業ともあわせて実施をされました。

2点目の各地域に取り組みを広げていくことについてでございますけれども、子どもたちの土曜日や日曜日、また長期休業中の居場所の確保、児童の学力の向上、地域の教育力の向上というどの観点からも、こうした地域の取り組みを平群町全体へ広げていくことは、HEGURICH・タイムプロジェクトの取り組みが今後目指すべき方向であると考えております。

3点目の地域の先生、ローカルチャーの発掘の方策でございます。まあ学校ボランティアの登録名簿の活用はもちろんでございますが、学校関係者や地域の自治会などからの情報収集であったり、地域のスポーツクラブや文化クラブからの情報収集、さらには本年9月の25日に奈良教育大学と平群町との包括連携協力協定調印式を予定しておりますので、今後さらに大学の関係者や学生ボランティアからの情報収集ができるものと考えております。

また、本年度は教育委員会主催におきまして、夏休みの取り組みとして、サマースクール・イン・平群と題しまして、レッツ・エンジョイ・イングリッシュ

ユを平群南小学校で、理科おもしろ実験教室を平群北小学校で、また宿題勉強お助け教室を平群小学校で開催をし、平群町在住のローカルチャーを発掘をしまして、奈良教育大学の学生ボランティアの協力も得まして、大盛況のうちに開催をすることができました。子どもの居場所づくりや学習への興味、関心の向上、またローカルチャーのやりがいがありますとか、また違う学校との子ども同士のふれあいなど、多くの成果が上がりました。

教育委員会といたしましては、各地域にはそれぞれの文化や歴史がございます。加えて、人的資源として地域の住民の蓄積された知識や経験を伝えてもらうことで、子どもたちの新たな交流や学びにつながり、地域のつながりときずなを強め、教育力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

下中君。

○10番

3点にわたって詳細に答弁いただいて、ありがとうございます。

昨年度からやっておられますパートナーシップ事業をより進化させての取り組みということで、大変評価しております。今後とも、さらに推進していただくことを、我々も一生懸命頑張っていくところであります。

そんな中で、今後進めるということで、二、三再質問を行いますので、答弁よろしく願いいたします。

まず1点目、今年度への自治会の働きかけということで、御陵苑と三里のほうで開催をしていただいたということで、地域の方に本当に感謝するところあります。そんな中で、子どもたちや地域の方々、またいまお述べになったローカルチャー、先生方ですね。その辺がどのような理解をされたのか。今後これをさらに進めるべきだというふうに思われたのか。いやもうことし1回したら終わるんだというふうに思われたのか。その辺、どういうふうな中身であったのか。もう1回、答弁よろしく願いいたします。

それと2点目、ことしは2自治会ということで、いまありましたけども、先ほどの答弁の中でも、さらにこの件については拡大をすべきだというふうに私が申し上げましたところ、教育委員会のほうも、そういう方向をいま目指しているんだということでありましたけれども、ただ単に、いや目指すだけではないかな、はいそうですかと言って手を挙げていただくのも難しいところやと思いますが、どのような点、どのような方策を考えておられるのか。その辺について再度お願いをいたします。

それと、3点目の地域の人材の発掘、これが一番大事かなあと、私、思いま



す。幾ら立派な教室を開いた、また設備をしたと言っても、人が来なければ何も始まりませんので、やっぱりその点、地域の方でいろんな知識や技能を持っておられる方もたくさんおいでやと思います。その辺の方を、どのようにして発掘して、登場してもらうか。これも今後どのようにかかっていくのかに非常に左右されると思いますが、その方法としてはいろいろあるかと思いますが。簡単に言えば、広報で流しといたらええわというようなこともありますけれども、実際のところ、先ほどスポーツクラブや文化クラブ、また学生ボランティアのアイデアもいろいろ情報収集していくということでお聞きをしましたが、より一層、やっぱり町民の方にこの事業を知ってもらう。そして、本当に地域で取り組んでいるんだという思いを、その熱意を伝えていく。そういう方法が必要かと思います。広報紙への掲載も一案だとは思いますが、その辺について再度答弁よろしくお願いたします。

○議長

教育委員会総務課松村参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、実際にですね、事業を実施しまして、子どもたちでありますとか、ローカルチャーの先生、そしてまた保護者の皆様方からも、どのような感想をいただいたかなっていうようなことをお聞きさせていただきました。

まずローカルチャー、地元の先生にお聞きをいたしますと、子どもたちがですね、実験に大変興味を示してくれて、指導者ともども楽しい時間を過ごさせていうことで、喜んでいただいております。そしてまた、自治会のほうでは、子どもたちは大体顔見知りなので、積極的に手を挙げて参加をしてくれてですね、子どもたちには感激をしましたというような、ローカルチャーからの感想なんかもいただいております。

そしてまた、子どもたちからもですね、その授業に参加をいたしまして、いつもと雰囲気が変わってですね、1人で勉強するときよりも大変集中力が上がったでありますとかですね、理科の授業が余り好きでなかったんやけども、授業を受けていろんなことがわかり、おもしろかったなどの感想も寄せていただいております。

また、保護者の皆さんからはですね、子どもと一緒に参加してくれた保護者からですけれども、昔自分が受けた授業を思い出してですね、大変懐かしく思っていて、とても楽しかったというような感想をいただいておりますのでですね、大変今年度このような形で事業を実施いたしまして、本当に徐々にではありま

すが、成果が上がってきておると考えておりますので、今後もさらにこれを進化させ、進めてまいりたいと考えております。

そして2点目の御質問でございます。今後さらにこの事業を進めていく上での方策といいますか、手法ということの御質問でございます。

本年度ですね、5月に開催をされました総代自治会長会議におきまして、HEGURich・タイムプロジェクトの説明とですね、協力の依頼をさせていただいたわけなんですけれども、その後ですね、自治会のほうから今年度子ども教室の事業を実施したいというようなことで手が挙がって、実施していただいたというような経緯もございますので、今後もさらに機会あるごとにですね、PRの強化に努めてまいりたいと考えております。

そしてまた、教育委員会といたしましても、学校とのですね、情報交換を密にしてですね、情報を共有できるような機会と場を多く持てるように、努力をしてみたいと考えております。

それとですね、三つ目の御質問でございます。人材発掘でありますとか、この事業へのPRの広報紙なんかも考えてるのかという御質問です。広報紙でありますとか、ホームページの掲載も一つの方法であるとは考えております。住民の皆様方にですね、このHEGURich・タイムプロジェクトをもっとよく知ってもらうためにですね、学校から地域に働きかけるというようなこと、そしてまたいま現在町全体で推進しておりますフェイスブックへの掲載もですね、積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

下中君。

○10番

再質問にありがとうございます。

初めに地域での様子ということで、子どもたち、また地域の方々、先生方のこの事業に対する好感度といいますのかな、その辺について、非常に好感を持っていただいたということで、大変喜ばしいと思います。特に先生方におかれましても、やはり現役を引退してなかなか地域参加、社会参加もしにくい中、こうして出ていくということで、それも一つの生きがいがづくり、社会参加になるかなあという思いもいたします。

それとともに、やはり子どもたちがいろんなことで、地域のことやまた世代間交流で、いろいろと話し合っていて、自分の感性を養っていくということに役立っているかなあと思います。

それと、先ほどもありましたけれども、今月25日に教育大学との官学連携の

調印式も予定されておりますが、何か地域のほうへ教育大学の学生も学生ボランティアとして来られたというふうに聞いておりますが、その辺について、子どもたちからの様子、今後官学連携を具体的に進めている中で、学生がどのような思いで接してきたのか。その辺について、再答弁をよろしくお願いいたします。

それと、今後とも拡大するということで、本年5月の総代自治会長会議で、皆さん方に協力方お願いしたということで、早手を挙げていただいたということで、今後もっとということですが、なかなか各地域の、また自治会のトップが集まっていたのが年2回かと聞いておりますが、そのときは、当然時間を割いて説明して、協力を得られるように頑張るということも一つですが、それとそのトップの方が連合会という組織もされておりますので、その連合会が開催される前、役員会等でも働きを行って、より一層、たとえ一つでも増やしていくということで、お願いをもう少し積極的に進めていただきたいと思います。

それと、3点目の今後これをいかに住民の方に知っていただいて、そういうふうに地域全体、町全体で教育力を高めていく。ひいては、これは町の地域力のアップであると思います。それが、まちの活力にもあり、また活性化にもつながっていくのではないかと思いますので、今後ともこの取り組みの説明については、何回も機会あるごとに、いま先ほど参事のほうから答弁あったように、積極的な情報の伝達をよろしくお願いいたします。

一つだけ、先ほどの教育大学との官学連携がありますので、学生たちの捉え方、また教育大学がどのようにこれを評価されているのか。その辺についてと、今後連合会への働きかけもやっていくのか。その辺についてだけ、もう一度答弁お願いいたします。

○議長

教育委員会総務課松村参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

それでは、下中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、学生ボランティアの有効な利用っていいですか、学校現場におきましてはですね、やはり学校のニーズがすごく、学生ボランティアのニーズが高くですね、やはり若い力を学校現場に生かしていただいて、やはり活力も出るしということでの、子どもたちへの年も、年齢的にも近いというようなことで、すごく教育効果が上がっているというようなことは聞いております。

そしてまた、今回事業を実施する中でですね、教育大学の学生ボランティアにも聞いていただいたんですけれども、その中で特に感じましたのは、やはり

宿題の部分ですね。やはり教育大の学生ですので、やはり宿題はやっぱりすごく、教師を目指しておりますので、宿題の教え方なんかもすごくよかったなど、見てて感じました。

そしてまた、大学側の評価につきましてもですね、今現在調印式が済んでおりませんが、いま現在教育大学からもですね、学校現場に数名の学生が学生ボランティアとして来ていただいているわけなんですけれども、大学といたしましては、やはり協定を締結をすることによってですね、やはり平群町と教育大学との連携といいますか、締結した書面をもってですね、学生を平群町に派遣しやすくなるというようなことで、大変今後も期待しておるということを聞いております。

そして、総代会のほうですね、自治会とかの、教育委員会といたしましてもですね、やはりそれぞれの地域の総代さん、自治会長さんの考え方によってもですね、その事業が進んでいくか進んでいかないかということは、大変大きいと思いますので、総代自治会長会議に限らず、何らかの形でそのような会合等々あるときにですね、出向きまして、PRを進めてまいりたいと考えております。

○議長

下中君。

○10番

はい、ありがとうございます。積極的に進めていくちゅうことで、大変結構かと思えます。

教育大学との連携については、今月の調印式をもって、またいろいろ具体化されると思いますが、ちょっと私、聞いたところでは、御陵苑で開催されたと聞いて、御陵苑の方が教育大学の学生が来て、大変子どもたちが喜んだという話も伺っておりますので、今後連携強化に向けて、より一層事業を進めていただいて、学生たちも喜んで来てもらうというような体制づくりをお願いしたいと思えます。

それと、こういう事業をできるだけたくさんの方に知っていただくということで、たまたま今総代自治会長会議ということで、お知らせをしたということで話がございましたけれども、それだけでなく、いろんな各面でそういう今後ともできるだけこの事業を知っていただく。そして、平群町の教育力を高めていく。ひいては、その地域のつながりも強めていくということにつながっていくので、積極的な働きかけをお願いしたいと思えます。

それと、この事業を昨年からして、ことし、なおHEGURICH・タイムということでより強化されておりますが、残念なことに、26年度予算は若干下がっているというふうなところもかいま見えておりますので、その辺につい

でも次年度以降に向けて、より一層強めていただくということで、このH E G U R i c h・タイムプロジェクトに対して、いろんな面で支援が必要かと思いますが、最後に教育長にお尋ねいたしますが、さまざまな支援があろうかと思いますが、今後とも教育委員会としていかにこの事業を育てていって、大きくしていくか。その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

松村参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今年度ですね、事業を進める中でですね、先ほど述べていただきましたように、必要な経費でありますとか、予算関係でやはり確保しなければならないという課題がございますので、そのような点は、来年度予算の予算編成方針に基づきましてですね、極力事業がさらに大きく推進できますように、予算の確保も含めまして、進めてまいりたいと考えております。

○議 長

下中君。

○10番

ありがとうございます。今後とも平群町の教育力アップのために、真剣に、また前向きに全力で取り組んでいただくことを申し上げまして、この点については以上です。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、2点目の農業の6次産業化の推進についてお答えします。

農業従事者の高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加、農作物の産地間競争による市場価格の低迷など、農業を取り巻く厳しい情勢から、平群町の基幹産業である農業の将来を展望し、単なる農作物の生産販売にとどまらず、地域の特性を生かしながら、いかに他産地との差別化を図り、競争力のある付加価値をつけていくかとの課題から、農業基盤の安定及び強化を目的に、農業者や事業者、各種団体や地域住民を交えた6次産業化事業の実施主体の可能性調査や、地元野菜を活用した商品試作、既存施設の再利用も視野に入れた検討を行ってまいりました。

町の現時点での取り組みといたしましては、遊休農地を活用した加工品の可能性を探る取り組みを実施していますが、これまで、平成23年度で地域産業化活性化検討業務で、長期的な取り組みの基本方針として、6次産業化を推進

する農業戦略ビジョンを策定し、平成24年度から25年度で、町内の農業者、事業者並びに地域住民による推進事業主体の可能性、事業主体が活動する場としての拠点施設、拠点機能について検討すべく、6次産業化計画検討業務を実施してまいりました。しかしながら、6次産業化の核となるべき事業主体、品目の形成までに至っておりません。

したがいまして、今後の具体化に向けた考えについてのお尋ねであります。第5次総合計画の中で、重点施策に位置づけられる平群町にとって重要な事業であると認識しておりますが、現在の状況からも具体的な計画をお示しできる段階でなく、できるだけ早期に規模の小さなものでも事例を示せるような取り組みを進めたいと考えます。

また同時に、町として6次産業化への牽引、推進の役割を担う拠点施設の具体化に向けた取り組みを進め、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

下中君。

○10番

いろいろと難しいような、難解な答弁いただきまして、実際のところ、1、2、3と乗ずれば6と、もう簡単に数字的には出ますけれども、実際事業として展開していくには、もう大変難しいところだと思います。

この事案については、もうかなり以前から、我々議会の中でもそういう議論はたくさん出ましたし、また町のほうでもいろいろ考えが展開されて、先ほどいろんな戦略会議等も言われましたけれども、ただそうした中で、何か一つできないのかなという、なかなかできないのが、現時点での状況かなと思います。先ほど、現時点での取り組み状況ということで答弁いただきましたけれども、なかなか答えが出てこないというのが、本当のところだと思います。

というのは、これは平群町の農業の特性ということで、酷寒の地、また酷暑の地以外のものはほとんどできるという土地柄、これは大地の恵みであります。それとともに、やはり京阪神に近い。正直近いということで、第1次製品で十分生計が立てられるということが、一番大きな原因かなと思います。それが、なかなか第2次、第3次と進んでいかないのが一つの要因かなあと、私は感じております。

その中で、生産者の方に、やっぱりその辺をいろいろと協力いただいて、いや平群町の特産はこれやと、これというものを何かを見出して、そしてその加工施設、本来は立派な加工場があれば一番よろしいけれども、なかなか企業誘

致もままならぬところで、大々的な工場建設は難しいところではありますが、それと、やはりそれを売りさばく、販路ですわね。これが一番大事かなと思いますけれども、その辺がなかなか、どこが一体中心になるのかというところもありますし、いや生産者が、私はこれをやるんだから、これで加工してくれ、これで売ってくれというように、生産者がリーダーシップをとるのか。いや、加工施設を持っているところ、例えば本町では財団なんか、そういうことに当たるとは思います、そこが音頭をとって、いやこういうものをつくってくれと。そして、うちで責任持って加工して、責任持って販売するというふうになっていくのか。それとも、第三者が、いわゆる商店、販売店が、いま消費者の間または社会ではこういうものが好まれているんじゃないかということをつくったらどうだという提案もあって、つくっていくのがいいのか。

これが、私もどれをとれと言われたら、なかなか難しいところで、それが今後の具体化ちゅう中で、先ほど拠点づくり、核づくりということに、そういう答弁になると思いますが、一つの例としてね、これ、新聞紙上でも出ましたけれども、ちょっと工場等はちょっとわかりませんねけども、奈良大学が学生の研究として、大和芋、大和米、これ、奈良県の伝統野菜ですわね、二つ。これでスナック菓子、いもなっぺーというお菓子を生産された。これ、県内の土産物店に限定ですけれども、2,000個余り販売された。ことしの6月ごろ、新聞に出ておりましたけれども、そういうことも聞いております。

だから、先ほど何か小さいものからというような話もありましたけれども、本町においては、仮にサツマイモで焼酎、米でお酒というふうに変わっていておりますけれども、その芋で、これはどこへ行ってもありますねけれども、町長も言われるように、健康長寿奈良県一を目指しているんだということで、平群特産の長寿芋というようなものもつくっていくのも一つの方法かなと思います。それはまあ、生産者とか、また加工施設、販売者で考えていただいて、いろんなアイデアを出していただいたら結構かと思います。

それと、観光産業課長も御存じかと思いますが、今年の2月か3月ごろでしたかね、群馬県の川場村から、議会、村長さん初めお見えになりましたわ。大変立派な道の駅を持っておられるということで、道の駅の視察に来られましたけれども、私どもが見学に行かなあかんというような立派な道の駅を持っておられたということで、その中で、大変向こうも、私もいろいろと対応させていただいて、向こうの方とお話ししている中で、6次産業化と言っていいのか、その辺ちょっとわかりませんねけども、向こうには酒造会社があって、酒とか地ビールもやっているとかいうお話もありましたし、それと一番私、これはいいですなと言ったら、向こうの方もいやこれ好評ですわんて言われたのが、ヨ

ーグルト。たまたま向こうは広大な面積があつて、乳牛も放牧されているという立地もありましたので、そういう展開があつたと思います。ただ、本町ではなかなかそういうところまで行きませんので、一つのきっかけとして、酒が焼酎になっていく。また、米が酒になっていくというように、またスナック菓子も1回か2回生産されたと思います。

そのようにして、何か小さなものからでもつくっていく。そして、それが本当に消費者に合うかどうか、これも実際やってみなわからないところで、新聞やテレビで報道されると、いやあいいのできたなと思いますけれども、実際、そこまでは大変な試行錯誤があつたと思います。生産者からばかにされて、こんなもんつくらしてとお叱りもあつたし、加工場からはこうやという話もあつたと思いますけれども、そんな中で、一番今後の具体化を進めていく中で、私は先ほども申し上げましたように、一つの核、人的な核、人材の、これが一番大事なかなと思いますけれども、その点を何とか人材を確保して、一歩でも二歩でも進めていくというほうが、一番6次産業化の手がかりとなっていくんではないかなあと考えますが、その点についてだけ答弁をお願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

再質問でいろいろ御提案いただいたような形ではありますが、議員もお述べのとおり、6次産業化における事業主体となるものは、非常に難しいということで、まずは答弁させていただきました。今後におきましても、それは目指していくわけですが、ただ、農業生産者のほうは、私どもの検討調査の中で、当初始めた意識調査の中では、ほぼ6次産業に関心がないといったようなところから、このごろ、ちょっと最近なんですけれども、数は少ないんですけども、一定6次産業化に興味を示すといったような農家の方も出てきておられます。

ただ、6次産業を進めるに当たっては、当然加工施設なりも必要であつて、それに対する投資っていうのも莫大なものになっていくということもあつて、二の足を踏むというようなことも考えられるかと思ひます。ただ、6次産業は町にとっては重点政策でありますから、小さなものでも成功的な事例をつくっていきたいということで考えておりますので、あらゆる可能性も含めた中で、一定長期的な展望に立つ中で、人材の確保、これは農家の方だけではなく、先ほど議員の提案もありましたけれども、事業者または地域住民の方々も含めた中で、検討を続けてまいりたいというふうに考えます。

○議長

下中君。



○ 1 0 番

人材の確保、また拠点の確保ということで、これも取り組むということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、農業者の中で、やや意識変化があつちゅうこと、大変喜ばしいかなと思ひます。私も冒頭申し上げましたように、本町では第1次製品で十分いけるという意識が強く持つておられますので、その辺がなかなか自分たちの手で2次、3次とするのが難しいところがありますけれども、やはりこれからの農業はどうしていかと、また平群町の農業は今後どうあるべきかということも含めて、農業の活性化、これはまあ一産業が売り上げがあるだけでなく、平群町全体が活力を持つていく、活性化につながっていくということもございませので、できるだけ具体化に向けて、より一層取り組んでいただくことをお願ひ申し上げまして、この辺で私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、下中君の質問をこれで終わります。

答弁者の交代をしております。

発言番号2番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。戎井君。

○ 2 番

議長の許可をいただきましたので、通告どおり、今回私からは国道168号バイパス沿いの諸施設について、それらの進捗状況などをお尋ねいたします。町の事業でないもの、民間の施設であること等で、わからない点や答えにくい点などがあるかと思ひますが、わかる範囲、差し支えない程度で結構ですから、住民の皆さんに知っておいていただいたほうが思える実情をお答えいただきたいと思ひます。北から順にお尋ねいたします。

8月29日に開かれた政策基本体系執行後における政策評価の資料に、上庄で新しく2件の進出が内定しているとの記載がありました。そういえば、日進堂製菓工場用地の看板の北側で、整地が始まっているようであります。事業者名、業態、規模など話せる範囲でお聞かせください。

2点目、次にその日進堂製菓であります。随分以前にもお尋ねしたかと記憶していますが、たしかいますぐにも着工かと思える雰囲気のお答えであったかと、間違っていましたら訂正しますが、私はそのような印象であったのですが、多分1年以上手つかずの状態のようです。何か事情があつて遅れているのでしょうか。まさかキャンセルなどということはないと信じたいのですが、いつごろ開業となるのでしょうか。工場が動き始めると、多くは望めないとしても、何がしかの雇用も生まれるかと期待しているのは、私だけではないはず。掌握されている範囲内でお話したいと思ひます。

3点目、7月31日の全員協議会で御説明いただいたイオンビッグです。現在急ピッチで整地作業らしき動きが見えます。お聞きした計画に変動はありませんか。27年4月開業で変わりありませんでしょうか。

4点目、次はコーナンでございます。こちらは一向に動きが見えません。どうなっているのでしょうか。開業の見込みはいつごろになりますか。このコーナンについては、心配している住民の方がたくさんいるようです。情報公開が必要ではないでしょうか。

5点目、最後に新椿井橋です。実は、この質問原稿を書いたのは8月の暮れでございます。それから3週間ほどの間に急ピッチに工事が進んでいるようであります。問わぬもがなかと思いますが、当局では郡山土木にまで問い合わせさせていただいたように聞いておりますので、供用開始の時期だけでも教えていただきたいと思えます。

以上5点、よろしくお願ひいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それではお答えをいたします。

まず、1点目でございます。上庄地区の工業ゾーンの進出状況についてでございます。

まず、バイパス西側の2件の状況でございます。これは、ことしの5月の末に、土地所有者と進出企業の間で、土地の売買契約が成立をいたしました。2社の工場の進出が内定をいたしました。1社につきましては、町内で輸入住宅などの建築、リフォームを手がけている会社でございます。業態は建築工事業で、立地規模としましては、敷地面積約2,100平方メートル、建物の用途は、建設の資材用の作業工場の立地を予定をされているというふうに聞いております。

もう一社でございます。生駒市で操業をされている金属の加工会社です。これは、業態は金属プレス製品製造業で、立地規模としましては、敷地面積が約1,160平方メートル、建物用途は金属加工工場の立地を予定をされております。

先月の8月に、2社とも敷地の草刈りを実施をされました。その後、地質調査も実施をされたというふうに聞いております。現在、開発に伴う事前協議の段階で、今後地元説明や都市計画法上の法定手続を踏みまして、造成工事、建築工事に着手をし、早期の操業開始を希望をされております。

2点目でございます。日進堂製菓の進捗状況です。

これまでも説明をしてきましたとおり、既に用地取得され、平成24年12月に開発許可の申請まで提出をされていますが、設計変更が伴ったことによりまして、開発許可が遅れているという状況でありまして、これにつきましては、これまで同様進展をしていないという状況でございます。しかし、企業側としても、用地の購入などの投資を既に行っており、本地区においての立地計画については何ら変わっていないという旨の回答をいただいているということでございます。今後も引き続きまして、早期の進出に向けて、働きかけをしていきたいというふうに考えております。

3点目、イオンビッグのスケジュールの御質問でございます。

開発内容につきましては、7月31日の全員協議会でも説明を申し上げてきましたが、その後の動きとしまして、8月27日に開発許可通知が発行され、さらに町道の廃止、認定の議案が今議会で可決をいただき、現在造成工事に本格着手をされています。予定どおり、来年春の開業のスケジュールで進めていくというふうに確認をしているところでございます。

4点目、ホームセンターの進捗状況でございます。

開発申請の事前協議の段階まで進捗をしていましたが、諸般の事情によりまして、開発区域の一部の見直しが必要となりました。ということで、遅れているということは、これまでの議会でも説明を申し上げてきました。その後、変更内容に係る関係機関との協議や、地権者との合意形成、さらには地元との合意も整いまして、現在開発事前協議の途中であります。事前協議につきましては、ほぼ協議が整いつつあります。この事前協議が完了しましたら、開発許可などの各種法定手続などに移行して、その後、開発許可、造成工事という運びになりまして、計画が進展するという見通しになっております。

最後5点目でございます。樺井橋、樺井交差点改良の進捗状況です。

ご指摘のとおり、一部区間において地権者との調整が必要になり、一旦休止をされていました。その後、再開し、現在については順調に進捗をしております。事業主体であります奈良県郡山土木事務所に確認をしましたところ、樺井橋の橋梁本体工事、上部・下部については既に完了しており、現在は橋梁部前後の道路、これは町道川原路線も含むということですが、の歩道整備や舗装工事、さらには道路照明、信号機等を設置をし、スーパー万代付近から樺井歩道橋付近までの間約340メートルについては、本年の10月下旬に供用開始を行うという予定であるというふうに確認をしております。

また、供用開始後につきましては、旧橋の撤去工事や周辺の旧道敷の整備等について、平成26年度、27年度の2カ年で実施をするという計画というふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

戎井君。

○2 番

ありがとうございました。5点とも前向きに進んでいるような答弁で、大変うれしく思います。

1点だけ、この進出内定している2社について、例えば従業員の数なんかどれぐらいの人数なのかというような企業規模がわかりましたら、教えていただけませんかでしょうか。

それからもう1点は要望なんですけど、住民の皆さんもいろいろ心配しておられますので、例えばいまの日進堂さんであるとかコーナンであるとかというようなことのように、何かのことでちょっとつまづいているか、あるいは協議が何に難航してるかで遅れているような状況のときには、委員会とか本会議とかを問わず、何かの機会をつかまえて説明をして、心配せんでもええよというような情報を流していただけたらなあと、これは要望でございます。今後そういうことがありましたら、お願いしたいと思います。

1点目、わかったらお願いします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。2社の企業の内容ということでの再質問でございます。

2社とも中小企業でございます。1社については、輸入住宅の建築をされている会社でございます。従業員の数が7名というふうに聞いております。規模としては、年間建築件数10件程度ということで、これは非常に、県外からも引き合いは多いというふうに聞いております。県内と県外のシェアは半々程度ということでございまして、今回自社工場を建設して、その中でツーバイフォーのパネルとか部材のカットを行うことによって、工期の短縮ができるということで、さらに受注機会の増につながるというふうにも聞いておるところでございます。

続きまして、もう一社の金属加工工場でございますけども、この会社も、従業員の数は7名というふうに聞いておるところでございます。具体の業種っていうんですか、つくっている部材なんですけども、例えばキャスターの金属の部分であるとかですね、あと電子部品の基板の端子、あるいはアルミサッシのレールの部分ですね、そういったものを主につくっているというふうに聞いて

おるところでございます。

それと、要望につきましては、承っておきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長

戎井君。

○2番

ありがとうございました。

進出してくれる企業はあってうれしいんですけど、7名の従業員だということとは、多分アンダーとかそういうところに実質的な仕事をさせる企業かなというふうに思います。町内での雇用は余り生まれにくいのかとは思いますが、しかし、町内が活性化することは結構なことです。今後もどんどんそういう企業の誘致については、積極的に働きかけていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、戎井君の一般質問をこれで終わります。

発言番号3番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1番

では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、3点について質問をしたいと思います。

1点目、通学路のLED電灯の増設を。

近年、日本全国において、不審者に襲われる痛ましい事件が頻発しています。その中でも、特に暗い場所での犯行が目立ちます。奈良県教育委員会の発表で、この2014年の1月から9月の間の8カ月間の間で、公式に発表されています不審者情報、登下校中の不審者情報が100件ほどあります。また、奈良県警の発表の女性・子どもを対象にした不審者情報、この新学期始まってから9月の1日から11日までのこの11日間に限ってのデータで言いますと、県で既に24件、生駒郡内で3件、平群町でも残念ながら1件、そういう不審者があらわれております。

公にしているものだけでもこれだけの数ですから、実際の不審者の数は数倍にも上ると思います。平群町においても例外ではなく、危険がはらんでいると言えます。実際に、新学期、1日に椿井のほうで事件がありました。教育委員会のほうにも、各学校に毎日のように不審者についての情報提供がなされていると聞いています。

実際に通学路を見てみますと、冬場になると、特に学校周辺、通学路はとても暗くなります。特に中学校の周辺は田畑が多く、暗いです。近年の節約志向

から、通学路沿いの民家も門灯をつけていないところが多い。そもそも電灯が車道側についており、歩道にないところが多くあります。

また、交通安全の観点からも、電灯は必要と考えています。暗くなると、自動車などからは、児童・生徒の姿がほとんど見えません。クラブ帰りのジャージも見えません。衣がえをして冬服になると、さらに見えなくなります。

これを導入する場合、LEDを導入する場合、コストの面でも、維持経費の面でも、さほどかからないと考えています。電信柱に設置するとすれば、一つ当たり1万4,000円と考えますと、300灯増設しても約500万円です。平群町が掲げる安心して子育てできるまちというコンセプトにもぴったりです。安心・安全のため、主要な通学路だけでもLED電灯を増やしてほしいですが、いかがでしょうか。

大きく2点目、コミュニティバスに図書の本の返却ボックスを設置してはどうか。

民間のDVDレンタルショップなど、サービスの多様化が進んでいます。その中で、ある企業は返却の利便性に着眼し、郵便ポストに返却するサービスを始めています。また、地方自治体においても、サービスの向上が見られます。住民の利便性確保のため、公共図書館の本返却ポストを、役所、公民館、主要な駅などに設置しています。ちなみに、つい先日、人口政策の講演会がありました桜井市においても、公民館、駅に返却ボックスを設置しています。

平群町内において、住民の方から町営の図書館、あすのす平群についてさまざまな意見を聞いています。図書館が遠い、車がないと返却できない、小さい子どもの世話をしながらは返却がしんどいということです。

さて、先日の公共交通特別委員会であったように、少なくとも来年度前半まではコミュニティバスが運行されます。そこで、運行期間中、実験的に図書返却ボックスをコミュニティバスに設置してはいかがでしょうか。図書館の利用者にとっては、駅設置とは違い、ある時間に最寄りのバス停に行けば返却できるようになります。これによって、住民サービスはアップが見込まれ、シナジー効果、具体的に言いますと、コミュニティバスを返却する方がきっちり認識する。コスト面でもほぼゼロということになります。

少しのことでも、実験、検証、アンケート調査となりますと、コンサルタン料として1,000万円近くの委託料がすぐに発生します。そういう意味では、コストがゼロになります。また、駅などにきちんとした返却ボックスを設置するのも、また数十万円の費用がかかります。そんな意味においても、簡易な箱でいいので、費用は少なく済みます。ぜひともよろしく願いいたします。

3点目、公共交通の考え方について。

公共交通の今後について、議論が白熱しています。さきに行われました公共交通対策特別委員会で、コミュニティバスを続けることとデマンドタクシーを導入した場合の比較検討資料を配付されました。そこには、到底理解できない文言があります。このことについての真意と根本的な部分について問いたいと思います。

コミュニティバスを廃止もしくは縮小し、デマンドタクシーを導入した場合のデメリットとして、大きく二つ挙げられました。一つ、コスト増、二つ目、観光客が使えなくなると。一つ目のコスト増の町負担が厳しくなるというのは、理由としては理解できます。しかしながら、二つ目の観光客が使えなくなるといのは、大変遺憾であります。コミュニティバスが北部地域に乗り入れていない状況の中で、このような文言が出てくるのは、北部を含む平群町全部の地域をカバーすることよりも、外から来る観光客を優先しているということになります。

具体的にいえば、若葉台、ローズタウン若葉台、椿台、緑ヶ丘、菊美台の住民よりも、ハイキング客のほうを大事にしますよということになります。これが、コミュニティバス継続の主な理由というのは、北部地域の住民に対して失礼きわまりないのではないのでしょうか。

そこで、小さく3点。

このような資料を制作した経緯は。

二つ目、そもそも公共交通の目的は何だったのか。

三つ目、コミュニティバスの運行されていない地域への具体的な配慮はどうなっているのか。

ぜひとも答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目の通学路のLED電灯の増設をとの御質問にお答えいたします。

町内の設置防犯灯は、主要幹線道路につきましては、町が設置・管理しており、それ以外の大字、自治会内道路は各自治会で設置・管理していただいています。町管理防犯灯におきましては、現在698灯を順次LED灯への取りかえを進めているところで、今年度で656灯が切りかわります。このような中で、今後防犯灯の設置状況の現地調査を行い、新規設置が必要な箇所については、計画を立てて整備していく考えであります。設置計画に当たりましては、エコ、省エネルギーという観点からも考慮し、精査することが必要であるかと

考えております。

早い時期に、御指摘の箇所も含め現状の調査を行い、防犯灯の整備が必要な箇所へ、設置に向け取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

ぜひとも、危ないことですので、その辺については調査をきっちりして、早目に取り組んでいただきたいと思います。

町の管轄については、いまわかったんですけども、どうしても自治会の管轄も可能性はあると思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほど言いましたように、防犯灯につきましては、町管理の分と自治会管理の分がございますので、自治会管理の分につきましては、自治会から要望をいただきまして、その設置費に対しての補助という形で、町は補助をさせていただいているところがございますので、自治会の区域につきましては、自治会からの要望を受けて設置の補助をさせていただくというようなところがございますので、要望をまずは自治会から受けて、対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

主要道に関しては、すごい前向きな答弁いただいているんですけど、どうしても自治会の管轄、道路はつながっておりますので、どうかということなんですけども、やはり不審者は、ここは自治会の管轄だから、町の管轄だからという電灯を判断するわけではないので、暗ければどこでもあらわれる可能性があるわけです。ですから、これはお願いなんですけれども、もし自治会の管轄がなかなか町から言いにくいというのであれば、せめてその、例えばですけども、補助率を上げて、小学校、中学校の通学路に接している部分に関しては、そういう促すといいですか、自治会も導入しやすいように、ぜひとももって行ってほしい。一つの提案ですけども、そういうことも考えていただきたいと思います。



○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

現在自治会からの要望を受けまして、工事に対する60%の補助をさしていただいております。補助率等を上げてという御提案でございますが、一応町として60%を基準としておりますので、これまあある一定考慮した中での考えでございますので、自治会の意向というのは、その中で反映をしていただければと思っております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

この件、本当にいろいろ問題が、いまも本当にニュースをにぎわしておりますので、ぜひとも対策のほうをよろしくお願いします。

では、2点目のほう、よろしくお願いします。

○議 長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

2点目の質問にお答えいたします。

御指摘のように、平群町内には、町立図書館以外に貸し出した本の返却ポストはありません。ただ、利用者のうち多くの方は、返却時に次の本を借りていかれ、職員とのやりとり、情報交換もしていただいているところで、返却ボックス等の館外での設置を望む声もほとんど聞かれておりません。今後も、現在のサービスの向上を図り、多くの方が図書館に直接足を運んでくださり、満足していただけるように、利用される方への対応を含め、運営の工夫・改善をしまいたいと考えております。

なお、コミバスの安全運転という観点からも、実施については難しいと考えております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

ちょっとね、悲しい答弁なんですけれども、まず、要望がないということなんですけれども、実際、やはりね、平群は広いんですよ。で、遠い場所から、私が聞いた限りでは、やはり特にそうですね、緑ヶ丘の方、それから竜田川団

地の方もそうですけども、遠いんですよ。で、駅からも離れてますし、こういう方、とりあえずいま利用されている方は、もちろん車で来られている方がほとんど、あとは近所の方ですよ。あとは学校のついでっていうのもあるかもしれませんが、おっしゃるように、返しに来るときに借りるっていうのも理解できるんです。ただ、そうなった場合、それ以外の方、例えば北の端の菊美台でありますとか、南の端の竜田川団地、北信貴ヶ丘の方の利用状況はどうなんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

やはり公共交通機関を利用されたりとか、乗り合いで来られたりとか、そのあたり、いろいろと工夫して御利用いただいているというふうに感じております。確かに遠方からの来館というのは、大変だということは認識しているところです。

○議 長

井戸君。

○1 番

ちょっとね、話はずれるんですけど、公共交通ないですよ、菊美台からの。この辺については、ちょっと、そんなデータをとってない。なかなかこれ、難しいと思うんですけども、ぜひともこういうちょっとね、利用調査もしていただきたいなと思います。実際にやっぱり困っている方、おられますし、そもそも遠いと言われてる方、来れないので来ないんですよ。ですから、利用ができない。

実際にやはり遠いっていうのは、私自身も過去に経験がありまして、まだ平群になかったころ、三郷で図書館を使いたいっていうことがありました。でも、なかなか平群町民ですので、三郷を使えないといったときに、やっぱりその方から、地元がないなら奈良に行けと言われてたんですね。奈良県内、奈良の図書館だったら、電車で1時間かかるようなところに行くわけです。やっぱり同じように税金を払っているのに、この差が生まれるわけですね。奈良県は広いですけども、平群町内でも、菊美台もいま言っている、例えば緑ヶ丘にしても、同じように税金払って、同じように図書の本を買っているわけですけども、実際ほとんど、ほとんどって、車のある方は行けるでしょうけども、やはり不便なんですよ。

だから、その辺を考えていただくと、やっぱ前向きにその辺検討していただかないと、で、せっかくのアイデアを出していますし、何でも一辺倒にだめっ

ていうのではいけないと、僕は思います。

で、先ほど安全運転についてと言うたんですけれども、そんな安全運転ができないような内容とは思えないんですけども、例えばそういう箱を運転席の横に置くだけ、管理に関しては責任を問わないってことにすれば、そんなに負担もかからないというふうに感じるんですけども、どうでしょう。

○議長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

お答えいたします。

菊美台を中心にお話しですけども、実際、現状、交通手段がないというところで、今回の御質問のちょっと趣旨とはずれてしまうのかなという観点がございます。ですから、確かに図書館のカウンターで、遠方の方への要望とかお伺いすることは、もちろん可能なんではありますけども、現行の運営体制からしまして、そちらの部分まで館外のサービス向上については、なかなかそこまでは進めていけないという状況についてもお含みいただけたらと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

井戸議員さんの再質問にお答えいたします。安全運転の観点からということでの御質問でございます。

図書の返却という管理とすることになりますと、先ほども管理は問わないという形で提案されたんでございますけれども、運転手のすぐ近くに返却ボックスを設置する必要があります。特にコミバスを利用されない方が、バスに乗り込んで返却を確認し、またバスをおりていただくことになりまして、その間はバスを停車しておかなければならないことから、不規則にバスの運行時表にずれが生じますし、また実際のバス運行では、交通渋滞であるとか予期せぬ事故、工事等によりまして、バスの運行時刻の乱れや急な運行ルートの変更も発生することから、図書を返却しようとバス停で待っておられても、予定どおりに到着しないことも発生いたします。全ての便があすのす平群を経由もしてありませんし、仮にあすのすの職員がコミバスの返却ボックスに入れられた本を受領するようになりますと、各バスルート、ダイヤの終点のバス停、あるいは中央公民館前で待機いたしまして、本の回収ということになると思います。

コミュニティバスの運転手につきましては、安全かつバスルート、ダイヤにつきまして、時刻どおりの正確な運行をすることに集中いたしまして運転されている中で、バスの運転手が本の返却の受け取り、受け取った本や返却ボック

スの管理であるとか、あすのすへの返却をどのように行うか等、運転手1人で行うことが可能かどうかにつきましても、そういった観点から、安全運行ができるのかどうか。多くの課題もあり、実施につきましてもは難しいのではないのかなというふうに考えております。

○議 長

井戸君。

○1 番

先ほどね、公共交通についてのことに話が行ったのは、その答弁の中で、公共交通手段を使ってって言わはったので、こちらもおかしいでしょうということで、言わせていただきました。

いまの安全運転、確かに、それから契約の問題、相手方の問題、もちろんありますから、一概には言えませんが、正直ね、余裕はあると思うんです。なぜなら、年間何万人っていう目標数値に届いてないわけですから、届いてたとしても業務が成り立つ程度は、ある程度許容できるはずなんですね。ですから、いま予定よりも明らかにバスの乗客数も少ないのですから、その分、手間はある程度緩和できていると思う。ただ、課長のおっしゃるように、いろんな導入に際しては、確かにいろいろ考える部分もありますので、ぜひとも何ていうんですかね、前向きに検討するというんですかね、そういういろんなこういう提案したアイデアを生かして、いろんなことを本当はチャレンジしてほしいんです。

で、ちょっといまで気になったのですが、例えば他市町村でやっておられるような、桜井市もそうやった駅でありますとか、そういうところでの返却も、いまの答弁では一切将来的にも考えてないという感じの答弁だったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

質問にお答えいたします。

実際に樫原市の事例ですと、かなりの箇所に返却ボックスを置かれているというふうに伺っております。ただ、その本の回収にですね、1人の職員がかなりの範囲、かかりっきりになっているっていうふうな状況もございます。それから、返却ボックスにつきましても、仮に駅で置きますと、屋外に設置するというので、防雨対策のね、整ったかなり立派な形での返却ボックスの配置が必要になってくると。そういうところからも、かなりコスト的にもかかっていると。そういうところがあるかと思っております。ですから、現状としてはなかなか

そこまで検討できないということで御理解いただきたいと思います。

○議 長

井戸君。

○1 番

確かに、私もそれ、最初に駅ってという提案をしなかったのは、平群は4駅ありますし、いうほど駅の利用者数も少ないということであつたんですけれども、それでこういうコミュニティバス、動くものを使えばという発想で提案させていただきました。とにかくまだね、使いづらい、実際使えてないという方がおられるのを、ぜひとも考えて、今後のそういうサービスの向上について検討していただきたいと思います。この件については以上です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい3点目の公共交通の考え方についての御質問にお答えいたします。

まず、小さい1点目のこのような資料を作成した経緯についてでございます。

8月に開催いたしました公共交通対策特別委員会あるいは公共交通会議に資料として提出いたしました平群町公共交通のあり方についての資料を作成した経緯でございますが、この資料につきましては、これまでのコミバス運行についての経緯と検証の結果、またある一定の設定条件のもとでデマンド交通を実施した場合の状況などを、平群町地域公共交通会議で検討していただく資料として作成したものでございます。

2点目の公共交通の目的についての御質問でございます。

平群町においては、外出時の交通手段としては、自家用車利用率が高く、公共交通利用も減少傾向にある中で、今後は町民の高齢化率の増加とともに、公共交通へのニーズが高まると予想され、平群町都市計画マスタープランにおいては、環境負荷の低減、人や環境に優しい道路交通ネットワークの形成、観光を通じた地域の交流の促進を図るものとされており。

近鉄平群駅では、駅前広場や駅前道路の整備が進められ、国道168号平群バイパス沿いの企業、商業施設等の立地も進んでおり、これからまちの姿が大きく変わろうとしているこの時期を機に、町が策定をした観光基本計画とも連携しながら、持続可能で環境にも優しい公共交通主体のまちづくりを行うことを、地域公共交通総合連携計画における基本理念、誰もが自由に移動できる公共交通ネットワークの構築、利用しやすい公共交通の実現、地域住民、企業、公共交通事業者、行政の協働による持続可能な仕組みづくりを念頭に、平群町

公共交通の目的といたしまして、1. 町民の健康維持に働きかける公共交通を提供する。2. 通学・通園支援を通じて、世代を超えた交流に寄与する公共交通を提供する。3. 町外者が利用することで、観光支援等の地域活性化にも寄与する公共交通を提供すると、こういったことを目的といたしております。

公共交通空白地対策として、コミバス運行を行ってまいりました。そして、平成25年11月より平群駅をハブ駅として位置づけ、公共交通機関である鉄道、路線バス、コミバスを利用させていただき、総合的に公共交通の利用促進と利便性の向上や利用者増加につなげていきたいと考えております。

3点目のコミバスが運行されていない地域への具体的な配慮についての御質問でございます。

先ほども申し上げましたとおり、平群町公共交通連携計画では、公共交通空白地域の解消を一つの目標とし、また交通結節線における連結機能を強化し、スムーズな移動の実現を目指し、平群駅をハブ駅、交通結節線とした公共交通体系を目指しております。

コミュニティバスの運行されていない地域からも、NCバス路線からコミバスへの乗り継ぎや鉄道路線からコミバスへの乗り継ぎ等の利用など、鉄道、路線バス及びコミュニティバスとの連携をすることにより、町内各地からの利便性の向上を図り、利用促進と乗降客の増加を目指し、共存共栄させていく必要があると考えております。

以上です。

○議長

井戸君。

○1番

ちょっとね、そのときに配られた資料なんですけども、いろいろいまおっしゃられました健康維持ですとか、通学・通園、いろいろおっしゃられましたけども、総合評価については二つしか書かれてないんですね。最終的に、この四つを比べてどれがどうなのっていうので、課題等を並べた上で、総合評価に関しては、もう予算額は高いと、それに町外利用者が利用しづらく、観光支援等に寄与しないと、もうこの2点しか書かれてないんですね。

一番大事な、結局公共交通で何が一番大事かっていうのは、やっぱり動けない人がいかに動けるかっていうことだと思うんですね。それが、実際のところ、コミュニティバスの近くの運行していない部分が半分ぐらいあるわけです。結局のところ、人口カバーで言うと、もう半分程度ですよ。ってなってきますと、そのほかの人はNCバスがあると言いますが、NCバスのバス停は遠いですし、実際坂、縦にないですよ。だから、この平群の地形から考えると、

縦がきついの縦に走ってないと。その辺は、コミュニティバスはきっちり考えてはおられるんですけども、NCバスはそこまでは考えておられません。

実際にそういう中で、動けない人がいるわけです。そういう中で、こういう文言が出てくると、え、いままでじゃ何だったのか。コミュニティバス、通っていない地域、私も何度も一般質問で要望してきましたけれども、結局何も変わっていない。で、この文言ですと、考えていないっていうふうに捉えるわけなんですけれども、幾らハブが駅にできてバス停までは遠いと、実際におっしゃられる方がかなりの数おられます。

だから、そういう意味では、こういう要は配慮をする。平群全体のことを考えてほしいわけですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたとおり、公共交通連携計画っていうのは、平群町全体の公共交通のあり方につきましての考え方を、先ほど目的等につきましても説明させていただきました。コミュニティバスの運行されていない地域からは、ほかの公共交通を利用していただいて、コミュニティバスを利用させていただくことによりまして、他の地域への移動をスムーズに行うと、そういった目的もございます。

ただ、移動困難者っていう呼び方がいいのかどうか別にいたしまして、バス停までが行かれないと、行くのが困難な方につきましては、既存の福祉タクシーであるとか、福祉有償運送の利用の促進を図るということで、その辺につきましては、カバーしていきたいと考えております。

公共交通の空白地の考え方といたしましては、空白地をどのように考えるかということですが、最寄りの駅とかバス停からの距離、これが通常300メートルというふうに考えられますと、ほぼカバーされているんですけども、移動の200メートルというふうに考えますと、若干それからは遠いという方がおられる方もあります。

確かに議員の御質問のように、平群町の地域につきましては坂が多いということもございます。そういったこともございますけれども、一定の空白地域につきましては、先ほどの200メートルの範囲ではカバーしていると。その200メートルも歩くのは困難であるという方につきましては、そういったほかの福祉有償であるとか福祉タクシーと、そういった制度もございますので、そういったことの全体的に公共交通として考えていかなければならないような

るというふうに考えております。

○議 長

井戸君。

○1 番

すごいね、ある程度ね、コミュニティバスについても線引きすることは、もちろん理解できるんです。絶対どっかで線引きしないと運行できないですから。ただ、今回本当ね、もう一度申し上げておきたいのは、ぜひともコミュニティバスが走っていない地域、半分程度あるわけですから、そこにもぜひとも目を向けていただいて、今後の公共交通について、本当考えていただきたいと思います。ぜひともよろしくお願いします。もう答弁は結構ですので、私のこれで一般質問は終わります。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時26分)

再 開 (午前10時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○8 番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告をさせていただいております5項目について質問をさせていただきます。

まず大きな1項目めは、町民の命を守る防災対策の強化について質問をさせていただきます。

ことしの夏は、日本列島を局地的豪雨が襲い、特に8月広島市で発生した大規模土砂災害により、多くの尊い命が奪われました。亡くなられた方々、被害に遭われた皆様に、心からお悔やみとお見舞を申し上げます。

被害拡大の原因として、一つ、被害現場の多くが警戒区域や特別警戒区域に指定されておらず、危険性が住民に伝わっていなかったこと、二つ目、土砂災害警戒情報の発表が、避難勧告につながらなかったこと、三つ目、避難場所や



避難経路が適切でなかった場所があると言われております。

我が国は、傾斜が急な山が多く、台風や大雨、地震等が引き金となって、崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が発生しやすい国土環境にあります。土砂災害は、一瞬にして尊い命や家屋などの貴重な財産を奪うなど甚大な被害をもたらします。今まで安全だからこれからは安全とは、決して言えません。どのまちで起こってもおかしくない現状です。今後想定外の不順な天候や、南海トラフ大地震が予測される中、今回の大規模土砂災害が残した教訓はたくさんありますが、何よりも肝に銘じたいのは、まず地域の特性を知り、いざというときに自分はどこにどのように逃げればいいのか。そうしたことを日ごろから十分に知り、日ごろの備えと訓練が命を守ります。悲劇を繰り返さないために、自助・共助・公助のさらなる連携強化が求められる観点からお尋ねをいたします。

1 項目め、一つ目です。平群町の地質構造は、広島と同様の花崗岩が風化した真砂土で、もろくて崩れやすいと言われていますが、どのように認識をされておられますか。

二つ目、平群町の土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域と、建物が崩壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域の指定の箇所数と現状はどうでしょうか。

三つ目、土石流などが下流に押し寄せるのを防ぐための砂防ダムなどのハード対策の現状はどのようになっているのでしょうか。

4 点目、町民への危険箇所の周知徹底が重要であり、最新のハザードマップを早急に配布をすべきではないでしょうか。

5 点目、避難体制の整備として、特に危険区域に住んでいる方々に避難勧告などを確実に伝え、避難してもらう仕組みづくりの推進が必要ですが、今後どのように行うのでしょうか。

6 点目、土砂災害警戒情報は、奈良気象庁と県が協力して発表されますが、本町として避難準備情報や避難勧告の発令基準について、どのようにお考えでしょうか。

7 点目、住民への災害時の伝達手段については、防災行政無線を軸に Jアラートやエリアメールや登録制メール配信システムがありますが、高齢化が進捗する中、今回も防災行政無線の内容が聞き取りにくいいため、大変不安になるとのお声をいただいております。防災行政無線の内容をホームページへの掲載や自動音声サービスの導入を早急に補完すべきと考えますが、いかがでしょうか。

8 点目、自力での避難が難しく、支援が必要な方々の避難行動要支援者対策についてですが、避難行動要支援者名簿の現状と活用及び関係機関への提供等

を初め、避難支援行動の取り組みについてお尋ねをいたします。

大きな2項目めは、新こども園の安全な通園対策をについて質問をさせていただきます。

平成27年4月開園の幼保連携型こども園が、椿井に建設真ただ中であり、10月には園児の募集も始まります。私は、これまでの議会において、この幼保連携型こども園を椿井で建設することを認めた最低条件は、交通安全対策としての通園バスの導入でありました。

平成25年9月議会においても、通園バスの運行について一般質問を行いました。やっとなり、議会にも通園方法に関する町の方針が示されました。町の考え方として公表されております通園専用バスについては、主に財政上の理由から断念し、それにかわる手段として町コミバスの有効利用に考え方を変更されました。

また、当初新園での送迎用駐車場の確保が少ないということで、交通安全対策として、車通園を控えていただけるよう多くのコミバス利用者が出ることを期待し、職員が添乗したコミバス通園での調整を行ってきたということですが、昨年10月に3園の保護者に通園方法に関するアンケート調査を実施される中、結果はコミバスの通園利用者希望が少なかったことに加え、当初なかった送迎専用駐車場が園周辺で確保できたからということで、町としては保護者の自由選択による通園方法の条件整備ができたとし、こども園までの通園については、保護者による通園を原則とすることを示しております。

また、通園にコミバスのバス停を設け、保護者により送迎できるバスルートやダイヤの調整を行うことで、職員の添乗はしない。また、現在幼稚園で行っている北部地域の通園サービスについては、こども園にかわることで、いきなりその利用者の利便性を損なうことはできないということで、少なくとも現利用者の在園中は、現行サービスを保障し、新園への移行に伴う経過措置として、現行サービスの継続をするということになります。

国道168号線は、いまでも交通渋滞です。今後、こども園の開園とあわせて、イオンビッグやコーナンがオープンされることで、交通量が一気に増大し、重大な交通渋滞が懸念されることは必然であります。そこで、通園での交通事故を発生させないため、安心・安全な通園対策を打つことが、町の責務であります。そこで、何点かお尋ねをいたします。

一つ目、椿井の新こども園周辺の交通渋滞の具体的な緩和対策についてお尋ねをいたします。

2点目、車通園による保護者の車の動線をどのように考えておられますでしょうか。

3 点目、大井手路線の拡幅計画を早急に立てるべきではないでしょうか。

4 点目、こども園への通園に伴い、園児の安全保護や周辺地域の交通渋滞を緩和させるため、車通園を控えていただくための対策として、コミバスへの利用を促進させる政策が必要であると考えます。そこで、一つ、通園時のみコミバスに職員の添乗を、再度検討すべきではないでしょうか。園児だけでは、月額約 2,000 円で済みます。車での送迎を減少させることにつながります。

二つ目、保護者と園児がコミバスを利用する場合、コミバスだけの利用で 1 日 400 円、月額約 8,000 円を超える通園費用が発生し、それに NC バスを利用されている方は年間 7 万 5,000 円以上と、相当な負担増となります。保護者の経済的負担を軽減するため、交通費助成かコミバス定期券の発行等を検討すべきではないでしょうか。

三つ目、北部地域の通園サービスは、どのような形で継続されるのでしょうかお尋ねをいたします。

大きな 3 項目めは、高齢者のボランティア制度の導入について質問をいたします。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代の方々が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、高齢者の皆さんが安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことは、極めて重要な課題となっております。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが、いま平群町でも進められております。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めることが重要であります。

そこで、現在、高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして、大いに期待される取り組みを推進している自治体が多数出てきております。

平成 22 年 3 月、平成 24 年 3 月議会で一般質問し、今回 3 回目となりますが、現在各自治体で進められているものとしては、高齢者の介護支援ボランティアと呼ばれるもので、介護予防を目的とした 65 歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治

体もあります。その際、財源としては、自治体の裁量により地域支援事業交付金の活用が可能であります。本町においても、早急に導入すべきと考えますが、いかがお考えでしょうかお尋ねをいたします。

大きな4項目めは、ピロリ菌検査を特定健診時に導入をについて質問いたします。

毎年およそ11万人が胃がんを発症し、約5万人の方が亡くなっておられます。胃がんによる死亡者は、およそ40年間横ばいで、政府の胃がん対策は、現在必ずしも功を奏しているとは言えない状況です。ピロリ菌検査の導入については、昨年の3月議会でも取り上げましたが、本町でも40歳以上の住民を対象に、胃がん検診事業が行われておりますが、受診率は大変低い現状です。要因の一つとして、検査自身が受診者の苦痛を伴い、また集団検診方式で行っているため、プライバシーが保てないなどということもあり、受診率が7%と低迷していると考えられます。

近年、胃がんの大きな原因としては、ヘリコクター・ピロリと言われており、日本のピロリ菌感染者は3,500万人にも上ると見られております。日本人のピロリ菌感染率は、先進国の中では際立って高い率です。世代別では、上下水道などの衛生環境が十分に整っていない時代に生まれ育った方ほど感染率が高く、50代以上は80%なのに対して、10代、20代では20%以下と著しく低くなっております。

ピロリ菌研究の第一人者である北海道大学の浅香正博特任教授は、次のように語られております。ピロリ菌は胃の粘膜に生息する菌で、子どものころに衛生状態のよくない水を飲んだことで感染すると考えられる。そのため、上下水道が整備されていなかった世代に感染者が多く、若年世代では激減しています。感染によって胃の委縮が進むと、一部胃がんに進展していきます。これまで、胃がんは生活習慣病と言われてきましたが、最近の研究で、胃がんのほとんどがピロリ菌によることがわかっていますとおっしゃられております。

1994年、今から20年ほど前に、WHOの国際がん研究機関が、ピロリ菌は胃がんの因子であると認めましたが、我が国ではなかなか認められませんでした。2008年に、この浅香教授のチームがまとめた研究で、除菌によって胃がんの発生が抑えられることがわかり、その後除菌と胃がんの関係を裏づける研究結果が次々に発表されるようになりました。そして、これまで胃潰瘍や十二指腸潰瘍に限って除菌の保険適用がされていたのが、平成25年2月21日からピロリ菌による胃炎が内視鏡で確認された段階で、除菌に保険が適用されることになりました。

現在、特に人口の多い団塊世代のピロリ菌感染率は80%以上、そのため、

今後20年間は胃がん患者はますます増えると予想をされます。本町においても、胃がんによる死亡は、平成22年9人、平成23年11人、平成24年15人と増加をしております。また、奈良県では特に男性の罹患率が高い現状です。

具体的には、本町で行っている特定健診時に、血液検査でピロリ菌の検査を導入してはどうでしょうか。特定健診は、約5割程度の受診率がありますので、その受診者の8割程度がピロリ菌検査を行っていただければ、胃がんに対する有効な対応策を講じることができます。ピロリ菌検査に公費助成を行い、胃がんを撲滅する取り組みを進めていくべきではないでしょうか。お尋ねをいたします。

最後の大きな5項目めではありますが、公会計制度の導入で公共施設等総合管理計画の策定をについて質問をさせていただきます。

現在、地方自治体の会計制度では、主に現金の流れに主眼を置くことで、予算の適正、確実な執行に資する現金主義・単式簿記で行われています。しかし、この会計方式では、毎年度の予算執行で社会資本整備に投資される蓄積と、そのために抱えている負債といったストック情報や、建物の減価償却費や退職給付引当金などの現金の支給を伴わないが、行政サービス提供のために必要なコスト情報などを把握することができません。

そこで、これらを補完するため、現金だけでなく全ての資産・負債の移動、収益、費用などを記録する発生主義・複式簿記による企業会計的な手法を導入した財務書類を作成することで、自治体の財務状態の透明性を高め、財政の効率化、適正化を推進する取り組みが、公会計制度であります。自分たちの納めた税金が何に使われているのか、財政の見える化をすることで、財政の無駄を見つけやすくなると言われております。

総務省自治財政局から通知が出され、全国の地方自治体では、この新地方公会計制度の導入に向けて、取り組みが進められております。今後、震災によるインフラ復旧の進展とあわせて、防災・減災予算の増大等、社会資本整備は確実に推進するものと推察されます。その際、インフラの管理については、耐用年数の管理のほか資産価値の把握も必要となり、その対応が急がれるところであり、本町においても、新たな公会計制度の導入をし、複式簿記・発生主義会計を取り入れる準備を進めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、昨年6月、国で決定をいたしました日本再興戦略に基づき、本年4月、総務省からインフラ老朽化対策として、公共施設等総合管理計画の策定の要請が自治体に出されております。管理計画を策定することにより、施設の老朽化の度合いや維持管理費用が予測できます。それにより、施設の修繕、改修、処

分、統廃合の計画が立案でき、予防保全による施設の長寿命化を図り、将来的な財政負担軽減にもつながります。公共施設等の最適な配置を実現するため、我が町の公共施設等総合管理計画策定をどのように考えられておられますか。お尋ねをいたします。

以上、明快な御答弁をどうぞよろしく願いをいたします。

○議長

総務防災課橋本参事。

○総務防災課参事

それでは、町民の命を守る防災対策の強化をの1点目、平群町の地質構造についてでございます。

本町の地質につきましては、西の生駒山地は花崗岩類と一部閃緑岩類から形成されており、花崗岩類については、風化し真砂土化が進んでおります。平野部分の低地につきましては、風化した花崗岩が流れ出して堆積した砂やれきで形成されており、その他周辺につきましては、砂やれきの層の上に粘土層が堆積した地層でございます。

続いて、2点目の町内の土砂災害警戒区域の指定箇所数についてでございます。調査につきましては、奈良県が主体となり、平成19年度から平成24年度にかけて調査及び指定を行い、現在町内には警戒区域、通称イエローゾーンが184カ所存在します。内訳として、山間部や崖を中心に、急傾斜地の崩壊危険箇所が128カ所、生駒山地と矢田丘陵を中心に、土石流の危険箇所が56カ所ございます。

また、特別警戒区域、通称レッドゾーンにつきましては、平成25年度に調査が開始されており、指定につきましては、これから県が行います。

3点目につきましては、都市建設課からお答えをさせていただきます。

続いて、4点目の最新のハザードマップの配布についてでございます。現在配布しております平群町防災ハザードマップにつきましては、平成19年度に作成をいたしまして、平成20年度に全戸配布をしております。現在、対象地域向けに個別のハザードマップを作成して、順次配布をしております。本年度につきましても、対象地域に配布予定をしております。なお、対象地域別のハザードマップにつきましては、町ホームページにも掲載し、町民の方がすぐに確認できるように、周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、5点目の危険区域に住んでおられる方々に、避難勧告などを確実に伝え、避難してもらう仕組みづくりと、6点目の避難準備情報や避難勧告の発令基準について、次7点目の住民への災害時の伝達手段についてをお答えさせていただきます。

危険区域に住んでおられる方々に対する避難体制の整備は、重要であると考えています。避難情報の発令につきましては、平群町地域防災計画及び避難勧告等の判断、伝達マニュアルにより発令基準が定められており、避難準備情報、避難勧告、避難指示の順に発令されます。

住民の安全を最優先に考え、発令基準に満たなくとも、状況によりまして、安全な避難のために事前に発令することもございます。また、住民への伝達手段としては、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メールに加えまして、町ホームページや町フェイスブックへの情報掲載なども行っております。なお、状況に応じまして、総代、自治会長への連絡や広報車による巡回広報、報道機関への発表もございます。

今後におきましては、自主防災組織や自警団、消防団とも連携を行い、防災体制を強化してまいりたいと考えております。

音声自動サービスの導入につきましては、今後の課題とさせていただきたいと考えて思います。

続いて、8点目の避難支援の取り組みについてでございます。

平成25年度の災害対策基本法の改正に伴いまして、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。現在は、住民基本台帳システム及び介護、障がいのシステムから、毎日午後9時に自動的にデータを抽出をしまして、町の定める条件に該当する方の名簿を、毎日更新をしております。ただし、個別の事情により、支援を希望される方のデータは含まれておりません。また、電話番号や家族の緊急連絡先など、現在各システムでは保有はしておりませんが、支援計画の策定に当たりまして、必要となるデータも、今後収集する必要がある、これらの諸課題の解決に向けた協議や取り組みを庁内の関係各課で行ってまいりました。協議は、現在も継続中ではありますが、これまでの協議の中で不足しているデータにつきましては、福祉課の作成する地域福祉名簿から抽出をいたします。

また、幼児、妊産婦等、本人希望で名簿対象とする場合は、手上げ方式で追加をしております。さらにですね、本人同意につきましては、十分にですね、周知、広報を行った上で、郵送等による逆手上げ方式等で問いを問うといった点について協議を行い、関係各課が協力し、実施をしております。住民にですね、周知につきましても、可能な限り早急に行ってまいりたいと考えますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目に御質問いただいております砂防ダムの現状についてに説明を申し上げます。

町内の砂防溪流における土砂災害防止のハード対策としまして、奈良県が事業主体となりまして、砂防ダムを整備をされてきたという経緯がございます。具体的に申し上げますと、櫛原川上流で1カ所、灰田川上流で4カ所、井文字川上流で4カ所ということで、合計9カ所の砂防ダムが整備をされているということでございます。

現時点では、新たな砂防施設の整備については、予定ということは決まっておらず、県から聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○8番

大変ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、平群町の地質ですが、今述べていただきましたけれども、確認ですが、広島と同じようなもろくて崩れやすい地質構造ということですね。再度確認をさせていただきたいと思っております。まるっきり一緒ということではありませんが、同じような地質ということですね。まず、それが1点目です。

2点目ですけれども、本当広島のようにですね、イエローゾーン、レッドゾーンが全く決められていなかったということで、平成25年から平群町は、県が警戒区域指定する基礎調査が行われておられるということですが、今回の広島災害で、国がね、災対法を改正をされるということも聞き及んでおります。また、その結果を公表することを新たに義務づけると、このようなことも聞いております。また、全国で遅れている警戒区域の指定を促す方向であるということでもあります。本町では、この警戒区域の指定は、いつごろになるのかお尋ねをしたいと思っております。

それからですね、砂防ダムですけれども、9カ所あると。ほぼこれで、砂防の整備は、県が終わったということで、砂防に関しては、こういう状況ですので何が起こるかわかりませんが、この砂防ダムに関するハード面は安心していいと、完璧には言えないと思っておりますが、再度御確認をさせていただきたいと思っております。こういう砂防ダムの整備が進んでない地域がたくさんあるということを知っておりますので。

それから、ハザードマップについてなんですけど、平成20年、全戸配布をしていただきました。ただですね、住民の皆さんも、どこかに、すごく立派なもの



のですけれども、もらってないとか、また忘れたとか、町の役場には置いてありますけれども、そういう方も多々いらっしゃると思いますが、今、本当に日本の国内の状況がこういう、いつどんな形で天候が不順になるかわからないということで、このハザードマップですね、大変大事になってくる。自分の地域はどういうところかということが、それを見てわかるということでもあります。

警戒区域への配布済み等は、もうしていると。随時しているということですが、もう警戒地域ですね、戸別での配布済みの箇所と、本年度予定されている箇所ですね、そしていま現在わかっている警戒区域への最新のハザードマップ、戸別の分はいつ終了するのか。配布終了するのかお尋ねしたいと思います。

この分の2点目ですが、今後レッドゾーンですね、の指定がなされたら、公表が義務づけられます。これは、マスコミでも土地の価格が下がる等々、大変いろんな問題があるということはわかっております。先ほども言いましたように、本町、5年前の作成でのハザードマップですのでね、今後ある程度のものがきっちり出ましたら、何ていうんですかね、ホームページも、いまアップをさせていただいておりますけれども、最新のハザードマップをもう一度更新をきっちりしたものをつくって、配布されるべきではないかと考えますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

それから発令基準ですね、本当に町として発令基準、大変難しい判断があると思います。この8月の9日、奈良県下で平群町と曾爾村以外は、土砂災害警戒情報が発令されまして、私もテレビ等々見ておりましたら、平群町だけが出でこないんです。平群町、忘れられているのかと大変心配でありましたが、奈良気象台のほうへ個人で行かせていただきまして、確認させていただき、災害の警報を出すぎりぎりの線だったと。ちょっと超えたら、もう出てたということをお聞きをしました。もう本当に対策本部、職員の皆さんの、この発令というのは、本当に大変難しい判断をしなければならないと思いますが、広島ของ教訓として、やはり暗いときに、ああいう災害が起こったことによる被害が拡大したということで、やはり明るい間に皆さんに避難をしていただくことが、被害の拡大を減少させることにつながります。

例えばこの8月、町が発令した根拠ですね。どのように情報収集で発令されたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、住民の皆さんへの災害時の伝達情報についてであります。いろんなツールを、私も一般質問して、登録メール等やらも実現をしていただきましたが、今回もやはり防災行政無線っていうのは、大変重要だなと。住民の方は、防災行政無線とテレビでの情報手段しか持たれてない方がたくさんいらっしゃるわけですね。ですから、何もなかったら、防災行政無線で流れてくる音

声の内容がわからなければ、大変不安になられるということで、できたら携帯のスマホとかいろんなものは、メール、できないけれども、ホームページは見るができるということで、ホームページの画面の右端でも、防災行政無線の配信された内容を随時掲載をしていただけないかなと、このように思います。

また、聞こえにくかって、役場に0120とか自動音声サービスが、各自治体でいろんな取り組みをされているところがありますが、電話をしたらその内容が確認できるという自動音声サービスの導入、今後の課題ということであります。これも、何回も質問させていただいておりますが、課題という理由をお尋ねをしたいと思います。

それから、最後の避難行動要支援者対策についてであります。この点はちょっと再度御確認をさせていただきたいと思います。私も、昨年も、もうその前からずっとこの件につきましては質問させていただきまして、昨年12月議会でも、この避難行動要支援者対策について質問して、名簿はいつできますかという質問をさせていただいております。

で、いまのお話では、結論としては災対法の改正に伴った町の避難行動要支援者名簿は、まだ完璧ではないが、現在関係各課で協議を行っているところだという前置きをされまして、ではこの避難行動要支援者名簿は、いつ作成ができるのかお尋ねをしたいと思います。

そして、災害時要援護者名簿という言葉があります。これも、本当に平成22年度、県下の中でもいち早くこの災害時要援護者名簿を作成していただきました。民生委員の方々の本当に大変な御協力を得ましてできまして、24年度まで1年に一遍、毎年更新をしていただいていたまいりましたが、25年度はされておられません。この本町にあります、いま、災害時要援護者名簿、平成24年段階のこの名簿と、今後避難行動要支援者名簿も作成されると思いますが、それぞれの位置づけですね、どちら側が一番大事なのか。どういうときに使うのかということをおね、ちょっとわかりにくいんです。

これは、各自治体のホームページ見ましたら、もうある自治体では、災害時要援護者名簿が、避難行動要支援者名簿に移行しましたと、そういうふうに広報等でお知らせしている自治体があるんですが、平群町はまだこの避難行動要支援者名簿ができてませんので、まだみなさんへの周知はできないのはわかるんですが、この部分が定かでないので、教えていただきたいと思います。

そして、福祉課の作成する、余り聞かなかった言葉ですが、地域福祉名簿というものは、ここからチョイスをするということですが、いつごろ作成、時期ですね、それと、また地域福祉名簿、先ほど言いました二つと違う名簿ですが、どなたに提供されるものかをお尋ねしたいと思います。

そして、災対法の改正で、災害時に関係機関にこの名簿は、避難行動要支援者名簿は提供しなければなりません。警察、消防、自主防災、民生の皆さんに。でも、現時点です、平野時、災害時に提供できる状況なのかということも、御確認をさせていただきたいと思ひます。

たくさん再質問を申しましたが、明確な御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

総務防災課橋本参事。

○総務防災課参事

それでは、再質問にお答をささせていただきます。

まず1点目です、平群町の地質構造は広島と同じような地質構造かということでごさいます。西の生駒山地と平野部分につきましては、広島と同様で花崗岩が風化した真砂土が多く、決して強固な地質とは言えない状況でごさいます。

次にです、2点目です、いつごろまで特別警戒区域の調査がかかるのかという御質問でごさいます。この調査につきましては、県が年次計画により実施されており、調査の終了は平成30年度以降までかかるというふうに確認をしております。住民の周知等もごさいますので、調査終了後は一日でも早く実施できるように、県にです、早く調査をしていただけるように要望してまいりたいと思ひます。

続きましてです、対象地域へのハザードマップの配布先はどこかということでごさいます。平成23年度に、西山間区域をです、中心に配布をしております。ほんで、本年度におきましては、竜田川よりも東側の地域を中心に配布をする予定でごさいます。配布時期につきましては、早急に行つてまいりたいというふうに考えております。

それと、全町民を対象としたハザードマップをです、配布すべきではないかという御質問でごさいます。今後です、防災ハザードマップを最新版に更新をしまして、住民の皆さんにです、配布をして、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、8月の台風時です、避難準備情報を発令した根拠はということでごさいます。この当日です、朝8時39分に、平群町に大雨警報が発令されました。そして、午後1時には累積雨量が97ミリとなりました。そしてまた、近隣市町村では土砂災害警戒情報が発令され、住民に対し避難情報や避難勧告を発令する状況になり、本町におきましても、災害警戒本部で協議の結果、気象庁による土砂災害警戒情報の発令の前に、安全な避難を誘導するため、午後

の3時の明るい時間帯を選び、避難準備情報を発令しました。

続きまして、住民の伝達手段で、防災行政無線の内容を町ホームページで確認できるような手段を構築すべきではないかという御質問でございます。現在、防災情報につきましては、ホームページに掲載をしております。また、日ごろの行事の開催や中止につきましても、町のホームページに掲載をしており、内容的にはほぼホームページで掲載しております。

続きまして、音声自動装置の問題でございます。これにつきましては、今後は防災部局だけではなく、全庁的な体制で検討してまいりたいというふうに考えております。またですね、テレドームなどの手段もございますので、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、避難行動要支援者対策についての御質問でございます。まず、現時点では、いつできるのかというような御質問でございます。微妙な答弁になりますが、完璧な避難行動要支援者名簿は、いま現在は完成をしております。そのため、現在全庁的な協議を行いまして、作成方法や手順などを決定しております。現在は、先ほど答弁さしていただきましたとおり、住民基本台帳と介護、障がいのシステムを連携させまして、毎日更新をし、最新のデータと名簿はございます。ただまあ、完璧な名簿ではございませんので、いつできるかということではございますが、できるだけ早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

要援護者名簿と避難行動要支援者名簿の位置づけ2点ということでございます。平成25年度の災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけをされました。そのため、平群町では避難行動要支援者名簿の作成を行ってまいります。以前作成をしておりました要支援者名簿につきましては、平成20年度に災害時要援護者支援マニュアルを作成しまして、平成21年度より平成24年度までは、民生児童委員さんの皆様の御協力によりまして、災害時要援護者名簿として、該当する方の名簿登録に同意をされた方の名簿を作成をしまして、必要に応じて関係支援団体に情報提供するなど、必要な体制をつくってまいりました。

以前作成をしておりました要支援者名簿につきましては、対象者が避難行動要支援者名簿に少なく、また重複をしておりますので、避難行動要支援者名簿の中に対象者が含まれておるといような状況でございます。

それで、平常時及び災害時に、この名簿を提供できるのかという御質問でございます。災害時におきましては、現時点の名簿を提供できます。平常時におきましては、同意が必要でございまして、現在のシステムで同意のとれておられる方につきましては、以前より提供されております民生児童委員さんには提

供が可能でございます。しかし、現在の名簿では、手上げ方式での名簿への掲載や同意等の問題で不十分でございます。今後関係各課連携しまして、早急により完璧な避難行動要支援者名簿を作成をいたしまして、避難行動支援に努めてまいりたいと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

関連しまして、地域福祉名簿という名称が出てきたということで、いつごろでき上がるのか、誰に提供するのかという質問を頂戴しました。これは、あくまでいまの段階では仮称の名称でございます。福祉課が中心となりまして、いま現在地域の福祉を一番先頭で担っていただいているのは民生児童委員の皆さんです。で、その皆さんに、いままでもそうですが、どの自治体もそうですが、ほとんど行政が持っている情報の提供が一切なされていないということがあって、自分の足で稼ぎ、手探りで地域の事情・状況を把握するという実態がございました。その直前までは、災害時要援護者名簿等の調査ということもございまして、いろいろ踏み込んだ調査も含めていたんですが、法律改正ございましたので、民生さんに新たに行政が持っている情報を提供しつつ、自分の足で稼いで手探りで確認した内容を踏まえて、実態に即した修正をしていただいて、福祉課のほうで管理をし、民生さんにもその修正後のデータを持っていただいて、日常の活動に役立てていただきたいというふうに考えております。

この内容については、避難行動の対象の皆さんよりも、対象の範囲を広げております。年齢についても、高齢者について言いますと75ではなしにおおむね65歳までの人を対象としておりますし、ひとり暮らしにかかわらず、皆さんを対象にしたいというふうに考えております。障がいはもちろん、あるいはもし万が一の場合の連絡先、あるいは民生児童委員さんですので、小学校卒業までの子どもさんの名簿も含めて、この提供する情報の中には入れていきたいという考えでおります。

これは、民生児童委員の皆さんに限ってのみ提供させていただく予定であります。対象区域について。内容的にも年何回かに分けて、随時更新をし、直近の状況をまた民生委員さんからフィードバックしていただくということの繰り返しをしていく予定でおります。ただ、いつごろできるかということにつきましては、ここでなかなか答弁しにくいんですが、県の補助対象事業ということで、このシステム開発に手を挙げております。で、一応内諾は頂戴をしておりますけれども、正式には県のほうも12月議会での承認というふうになってま

いますので、それで承認をいただければ、事業決定ということで、できるだけ速やかに、できれば年度内に形にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の砂防ダムの現状ですけど、これで大丈夫かというような再質問でございます。

本町の砂防河川につきましては、五つの河川がございまして、言いますと、櫛原川、大釜川、灰田川、井文字川、外川という、この砂防溪流の河川が五つの河川がありまして、先ほど申し上げましたように、その中で三つの河川で砂防施設を設置をされているという現状でございまして。

設置河川につきましては、比較的谷合いな、急峻な箇所であるとかですね、あるいはその下流域、そういった場所に設置をされておりまして、基本的には必要河川に必要な箇所の設置をいただいているというふうに理解をしておるところでございまして。施設の調査や点検は県で行ってもらっておるところでございまして、現状把握について、また維持管理についても、強化いただくように引き続きまして要請をしましてまいりたいと。いずれにしても、安全対策の強化につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

ちょっと気になるところは、イエローゾーンの分ですね。指定です。広島のことでもまた変わると。土砂災害の国のほうの災対法、変わるという方向になりますが、30年以降だというのが、もっと早くなると思います。しっかりと町のほうからも、県のほうにですね、調査を速やかに、平成30年まであと4年ですよ。速やかに、国のほう、まだ国会が開かれておりませんので、どのようになるかわかりませんが、この前国土交通大臣がそのように5分で公表等ともいっばいおっしゃられていますので、補助を、県ですね、都道府県が速やかにできるような補助をすべきやと、そういうのも出てますのでね、できるだけ速やかに、平群町の山間抱えてますので、調査を終了していただいて、住民の皆さんに一日も早くお知らせしていただけることは、お願いをしておきたいと思っております。

それから、ハザードマップですね、今後最新情報を更新して、全住民にまた

配布をしてまいりたいと、いま御答弁いただいておりますので、速やかに本当にやっぱり知っていただく。ホームページにはもう即掲載していただいて、評価したいと思いますが、見れない方のほうがたくさんいらっしゃいますので、速やかに対応をお願いしたいと思います。

それから、もう砂防ダムの件もお答えいただきましたが、またいまは大丈夫であっても、いろんな角度から安全対策をお願いしておきたいと思います。

それから、発令基準ですね、本当に近隣、気象庁、いろんなデータが来ます。ただ、近隣の避難準備情報を見ながら、平群町も後から近隣、生駒、三郷が発令してるという部分も見ながら、じゃ明るいうちに出しところと、気象庁も確認しましたら、大変平群町の発令はよかったと評価をされておられました。おられました、大変不安な中での判断を余儀なく、職員の皆さん、されてると思うんですね。ですから、ここで一つ要望しておきますが、町独自のですね、いま雨量のそういうのも、気象台では1キロのメッシュですので、雨量のデータとかそういうので計測したものをぽんと配信されてくるということですので、町独自で、少し費用がかかったとしても、もう少し細かく分析できるような情報収集も、今後検討してほしいと思います。町民の命を守るための判断基準、職員の皆さんが本当自信を、少しでも自信を持って発令していただけるよう、明るいうちにということで、その明るいうちにすることで、地域のコミュニケーションで、声がけ等々で、御高齢の方、お体の不自由な方がスムーズに避難体制を整備することができますので、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、いまちょっと御答弁がね、あれだったんですが、防災行政無線で、平群町は流れたことをホームページにも載せてると。載せられてるのは、私も存じ上げているんですけども、音が、平群町の防災行政無線流れたときに、皆さんは、行事のお知らせなのか、防災に関するお知らせなのか、判断できないんですよ。だから、防災行政無線で流れるものを、防災のホームページ内にはありますよ。でも、そんなお金かからないと思うんですよ。だから、防災行政無線でいま流れたことはこういうことだと、そういうことをできる箇所をつくってくださいということですので、これはよろしくお願いをしておきたいと思います。

それから、最後の避難行動要支援者対策ですね。完璧には完成していないということなんです、ここで一つ、大体位置づけがわかったんですが、ただですね、地域福祉名簿がキーワードになってくると思います。これが、県の補助対象のメニューで、12月議会で向こうが通ったらということ。これを待たないと、入力が、いまのある避難行動要支援者名簿の毎日9時に更新していただいている部分に入力ができないということですよ。というふうに、ここの課

題では書いてあるんですね。福祉課の作成するものから不足しているデータを注入するというのを書かれていますので、この仮称地域福祉名簿は、できるだけ速やかに、民生委員さんのみですけれども、どういうものかあれですが、速やかに、年度内ということですから、できるだけ早く完成していただいて、そしてつくっていただく。まとめましたら、災害時要援護者名簿、いままである部分を、もう少し対象者を拡大したのが避難行動要支援者対策だと。そのもう少し対象を広げたものが、地域福祉名簿だというふうに捉えていいのかなと思います。大変重厚な名簿を、平群町は、どこの市町村にもないようなものをつくっていただいていると思いますが、しっかりとですね、避難の行動、避難をしていただきやすいための、何も名簿をつくるのが目的ではありません。避難をしていただく、大切な命を守るためのことを申し上げている次第ですので、どうか完璧な避難行動要支援者名簿をつくっていただくことをお願いしておきたいと思います。

昨日も関東のほうで地震が発生しました。もう我が町でも本当にいつどこで土砂災害や崖崩れが発生するかわかりませんので、全てにわたり、住民の命を守るために早急な対応をお願いしまして、次の項目に移らせていただきます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めの新こども園の安全な通園対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の新こども園周辺の交通渋滞の具体的な緩和策についてでございますが、現在国道168号線の樺井橋の架けかえ工事を含む交差点改良工事が、県において進められております。供用開始後は、交通渋滞が一定緩和されるものと予想しております。また、交通量につきましては、現地を数回調査もしておりますが、午前8時30分ごろを過ぎますと、交通量も減少しますので、教育標準時間認定児、いわゆる幼稚園児ですが、の通園時間帯、これは大体8時半から9時ごろですけれども、につきましては、通園が原因での大幅な交通渋滞が発生する心配は少ないのではないかと考えています。

次に、2点目の車通園によります保護者の車の動線をどのように考えているかという御質問ですが、北方面から、北部のほうからの通園者につきましては、国道168号線を左折、帰りにつきましてはその逆帰るか、もしくは大井手路線を經由し、樺井公民館から信号のある交差点で右折して帰るものっていうふうに考えられます。また、南方面からの送迎につきましては、同じく国道168号線を右折、帰りはその逆を帰るっていう経路が考えられます。



次に、3点目の大井手路線の拡幅計画を早急に立てるべきとの御質問につきましては、これにつきましては、道路担当課のほうで後ほどお答えさせていただきます。

続く4点目のコミバス利用促進の対策についてでございますが、新園開設に当たりまして、通園降園につきましては、現在のはなさと保育園と同様、保護者の付き添いという考えに立っており、職員の添乗サービスは行わないという結論になりましたことを、御理解願いたいと思います。

それから次に、二つ目の通園に当たっての交通費助成及びコミバス定期券の発行等の検討についてでございますが、交通費助成につきましては、バス利用者のみ助成を行うと、他の通園方法を利用されている保護者との不公平感も生じるということから、現在導入することは考えておりません。ただ、コミバスの定期券につきましては、コミバス利用の利用促進の意味からも、また利便性向上のための手段、手法として、他の通園者や通園以外にコミバスを利用されている方との公平性の観点は必要でございますが、コミバス担当課との協議は可能というふうに考えております。

三つ目、現行で既に行っております北部地域の通園サービスについてでございますが、こども園が椿井地域に移るということが原因で、現在の利用者、とりわけ幼稚園児でございますが、の利便性を損なうことには問題があるというふうに考え、少なくとも現利用者の在園中につきましては、新園への移行に伴う経過措置として、現行サービスの継続を考えております。具体的には、利用者の人数に鑑みて、公共交通手段の一つとしての、例えばタクシー等の利用も含め、事業所との協議を進めてございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大井手路線の安全対策について答弁をいたします。

平成26年度において、町道の白石畑路線と大井手路線の一部については、歩道設置の計画をしております。現在発注の準備を行っているというところでございます。ただ、区間については、施設の敷地内での整備という予定となっております。議員御指摘をいただいております大井手路線については狭隘な区間が多く、対策の必要性については、十二分に認識をしておるところでございます。椿井の地元の説明会においても、指摘や要望もありました。そのときも、可能な区間から対策を講じていくというそういった旨の回答をしてきたところでございます。大井手路線の安全対策については、整備手法も含めまして、早

急に対策案を立案をし、整備可能な区間から段階的に着手してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

コミバスの定期券の発行についての御質問にお答えさせていただきます。

当初、コミバスの料金設定の際にですね、公共交通会議におきましても議論されまして、コミバスの料金そのものが大人100円、子ども50円と、安価な安い値段であること、それから回数券を利用していただきますと、11枚つづりで1,000円ということで、約10%近くの割引ということになることから、当初の議論の中では、定期券の発行につきましては実施しないというような経緯がございました。ただ、単に割引ということではなくて、コミバスの利用促進という観点からは、定期券ということではないんですけども、例えば定額、一定の金額の1カ月乗り放題のフリー切符のようなものの発行につきましては、切符の発行費用であるとか、費用負担あるいは販売方法等につきましても、NCバスとの協議とか、地域公共交通会議での議論も必要となつてまいりますので、またこういったフリー切符等の発行につきましては、公共交通会議におきましても、議論、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

この新こども園周辺の交通渋滞を、西本課長からいま御答弁ありましたが、余り心配されていないというような受けとめ方をしてしまったんですが、いまだですね、架けかえで、いま交通渋滞を巻き起こっているわけではないんですね。いま、もう本当に私も南部のほうに住んでおりますので、交通渋滞、すごいんです。で、それに、あとイオンビッグが来られて、コーナンが来られて、本当に大変うれしい、まちの活性化にとってうれしいことですが、車の台数がたくさん来るわけなんですね。もう交通渋滞は、交通事故の発生の大きな要因でありますので、この8時半から9時、交通量が減少して心配はないと、このような御答弁だったんですけど、うん、少しちょっと見解の違いかなと。もしくは、このような御見解で、交通事故が起こったときどうされるのかなと思うんですね。

いま、コミバスに乗られる方が少ないということでは、後から申しますが、

大変保護者負担も発生します。そうなれば、大変不便な乗りにくいコミバスを乗ってくるということは、なかなか考えにくいです。車をお持ちの皆さんは、ほとんどが車で登園を、降園をされます。その際には、150台近い車両の通行量が増えるわけなんですね、開園と同時に。この予測できる交通渋滞に対策を、町としては打つ気がないと捉えてよろしいのでしょうか。御確認をさせていただきます。

二つ目ですけれども、保護者の動線ですね。これもそうですよね。北部から来ましたら168を南下しまして、左折して、帰りは大井手路線で椿井公民館からまたバイパスに出ると、このルートが一番考えると思います。南部もそのような、南部はただですね、右折が大変、北部から来ますので、右折ができるかなど。それを大変心配するんですけれども、一定ですね、保護者の皆さんへの説明時には、このようなルートで行ってくださいということは、やはり教育委員会としては、こういう動線をできるだけ使ってほしいということをお願いできないかと、大井手路線で北部から来る車と南部から来る車がドッキングしたときに、特に椿井公民館と新園のところですね、の間がものすごいもう本当に下へ落ちたりしてるわけですね、いままででも。

ですから、しっかりと車の動線は、いろんな角度で、これで走ってくださいとは言いきりにくいですが、このような動線が安全対策につながるということは、やはり町として責任を持って皆さんにお伝えをしていただきたいと思います。

それから、拡幅計画ですけれども、この平成26年、園の周辺の白石畑、大井手路線の歩道等の整備は予算もつけていただいて、していただく。区域内の、敷地内の整備だけはされるということですが、いま、植田課長からもありましたが、可能な限り、整備可能な区間から早急に対応してまいりたいということでもあります。地権者の、本当にこれは御理解と御協力が要るわけですから、できるだけ早く進めていただきたいと思います。これは平成26年度中から早急にですね、この行動をされるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

それから、通園への、この交通渋滞を防ぐためのコミバスの利用促進、私はできるだけ園に来ていただく車を少なくさせる対策が、子どもたちにとっての安全対策につながると、もうこれしかないなというふうな、拡幅もありますが、これしかないなという部分で質問させていただいておりますが、添乗は全くする気はないということで、二つ目の保護者の経済的な負担、過去の経緯があるから定期券の発行はしない。ただ、コミバスの利用促進の意味から、1カ月の乗り放題フリー切符は検討ができると、このようなことでもあります。

本当に、今回ですね、保育料をですね、来年4月から、いま現行は月額5,000円プラス給食が3,000円ですね。ところが、来年4月から、今回の9月議会の議案でも出されておりますが、応能負担になるわけですね。いままでの保護者負担よりも、半分以上の方々が、大変負担が重くなるという制度で、保育料の設定であります。まだ可決はされておりませんが、最終議会になります。これによって、保護者の保育料の負担が増える。それにあわせてですね、コミバス、大体1カ月8,000円で、12カ月ですかね、11カ月でも8万、9万近いです。それにNCバス、年間約8万近くのNCバス代が必要なわけですね。約十七、八万、1カ月にしましたら1万5,000円ぐらいの保護者負担が要るわけです。

それをですね、全く、ただフリー切符でという、かろうじてこういう提案されましたが、信貴山地区の児童・生徒通学費助成金交付が、これ、平群町の要項で出されておりますが、この信貴山の小学校、信貴山地区にいらっしゃる児童の皆さんには、南小学校と中学校に通われる皆さんには、助成額として通勤定期代の2分の1を、平群町は負担をします。そして、保護者の負担軽減を図ることを目的としていると、このような要項も出されておりますけれども、大変今回の新こども園、大変楽しみにしておりますけれども、保護者の負担が大変増えるわけなんですね。そういうふうになんて残念でならないんですが、ここは、ではフリー切符を必ず、いつごろ検討されて、いつ保護者の皆さんに公表されるのかお尋ねしたいと思います。

それと、ちょっと最後の北部地域の通園サービスですね、現行のサービスで、いま現在の利用者をタクシー等の利用という御答弁でありましたけれども、どのようなタクシーでしょうか。北部地域、いま現在利用されている方ということは、例えば利用されている方の御兄弟が新しく入園される場合も、一緒にそのタクシーが乗れるのか。それとも、いま利用されている方の例ですが、お隣のお子様が入園に入られた場合も、一緒にそのタクシーに乗れるのかどうか。そして、園まで、タクシーですのでね、新しい新園までそのタクシーが通園を、この約3年間近く、これを継続されると受けとめてよろしいのでしょうか。再質問させていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、1点目の交通渋滞の件ですけれども、心配していないという印象を受けたということだったと思うんですけれども、答弁でも申し上げましたように、現行の通行量とかを調査した結果、それと新椿井橋の関係で、道路整備がする

というふうなこと、そういったことを総合的に考えて、心配してないっていう、当然意味ではございませんけども、新園ができることによって、極端にそのことが原因で交通渋滞が発生するっていうことは、そういう心配は少ないのではないかな。もちろん当然、先ほど初めにおっしゃられましたように、コーナンとかイオンビッグ等々の関係もありますので、そういうことも全体に考えますと、十分渋滞対策、交通安全対策については、総合的に考えていかなければならないっていうふうに思います。

それから、そういった交通安全対策につきましてですけども、再質問で提案もいただきましたが、当然その一つは、保護者、ある意味で町のほうで一定の安全通行動線をイメージして、それを保護者の方に協力を願うというふうなことは必要ではないかなっていうふうに思います。

また同時に、登園や降園の時間差、いまも若干してますけども、時間差の要請等々っていうのは、一つの対策の方策としては考えられるのではないかなっていうふうに思います。

一方、警察への要望とか、これは信号の関係とか横断歩道の関係とかですけども、いわゆる道路の交通安全ハード対策としての整備、あるいはカラー舗装とか横断防止用の柵とか、そういったことについては、最大限取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、同時に大井手路線の狭隘な部分につきましては、安全で通行できるような安全対策についても、すぐには行かない部分もありますけども、先ほど都市建設課長のほうからも申し上げたようなことで、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それから、北部地域のタクシー利用っていうことで、例えばタクシー利用で、公共交通の手段としてのタクシー利用でっていうことで、もう事業者と協議を進めているというふうに申し上げました。これにつきましては、いま現在ここで、幼稚園の園児の方がいわゆる通園サービスを受けておられる方が14名おられます。で、そのうち8名ぐらいは5歳児の方なんですけども、単純に計算しますと、五、六名程度になってこようかなっていうふうに思います。ほんで、そこにバスをといて、またバスの添乗をといていうふうなことも当初考えてましたけども、それで行くなら、タクシー利用で、公共交通としてのタクシー利用っていうのも考えられるのではないかなというふうなことで考えました。

したがいまして、その対象者につきましては、現利用者の方を対象にします。ただ、先ほど議員もおっしゃられましたように、利用者の方に兄弟もおられます。お兄ちゃん、お姉ちゃんはそのサービスを受けられるけども、妹が、いや弟が受けられないのかっていうふうなことも考えられますんで、それは分断するよ

うなことはできませんので、そこらについては柔軟に対応していきたいというふうに思います。ただ、お隣の児童等につきましては、基本的には利用できないというふうなことで考えています。

これは、当然新園までっていうことですからという話でしたけども、新園の玄関までということ考えております。

私のほうから以上です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

定期券につきましての再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、フリー切符的なものの発行につきましてはですね、その切符の発行費用であるとか、費用負担、あるいは販売方法等につきましても、NCバスとの協議を行った上で、まず公共交通会議において議論を検討させていただきたいというふうにお答えさせていただきました。次回の公共交通会議はまだ日程は決まっておりますが、できるだけ早い公共交通会議に諮ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

大井手路線の再質問にお答えをいたします。26年度から実施するのかというそういった再質問でございます。

大井手路線といいますのは、国道あるいは国道バイパスの東側を全て、合計しますと約2キロの路線でございます。地区で言いますと、椿井、平等寺、三里等にまたがっておるところでございます。大井手路線については、平成20年度から23年度にかけて舗装工事は段階的に整備を行ってきたというそういった経緯がございます。

今回、先ほど申し上げたのは、新園ですね、周辺について、特に新園ができたことによって利用が多いと想定される区間、新園の周辺に特化して、まずは安全対策を講じてまいりたいというふうに考えております。拡幅というような御指摘もいただきましたが、拡幅となれば、当然地権者の理解と用地協力が要るということもございます。いろんな対策案を視野に入れる中で、手法については検討をしてまいりたいということで、拡幅あるいはまた転落防止策の安全対策、また東側に水路もございますので、そちらも利用できるかどうかということもあります。あと路面表示の安全対策、いろんな手法があるんですけども、

そんなことも含めて、ことしの早い時期に計画を立案をします。その中で、できるメニューから速やかに取り組んでいくということで、あくまでもいま考えておるのは、安全対策の観点からの対策であるということを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

質問すればするほど、大変不安な思いになってまいるのですけれども、いま、動線ですね、動線は私が言うまでもなく、教育委員会としては考えてくださっているものと謙虚におっしゃっているのかなと思います。こういうことをです。保護者の皆さんにしっかりと発信をしていただきたいと思います。保護者の皆さん、平群町がどういうふうに子どもたちの安全のために考えているのかいうことを、待たれているわけですね。こういうふうに質問させていただいて、提案したからどうのこうのじゃなくって、提案する前に、そのための推進室があるわけですよ。職員の皆さん、配置されているわけですから。何のために推進室があるのかなということ、大変疑問に思います。動線の件につきましては、しっかりお願いしたいと思います。

それと、大井手路線、いま、植田課長、おっしゃいましたように、拡幅とかじゃなく、まず一部通園、登園で通られる地域の計画・立案をしていきたい。現実、拡幅というのは大変難しいと思いますが、早急に保護者の皆さんが安全に、交通事故を起こさない、そういうことに巻き込まれないための計画は、もうできるだけ速やかに立案をしていただくことは、お願いをしておきたいと思います。

それから、フリー切符につきましては、前回の公共交通会議、私も商工会館でありましたが、傍聴させていただきましたら、委員の方からもこの定期代の件についてはどうなのかという御意見が出されておりました。しっかりと、これ、4月までにですね、早目にこのフリー切符でされるのか、定期でされるのか、そこを明確に保護者の皆さんに決めて、指示を示していただきたいと思います。お願いをしておきます。

もう最後ですが、この北部のタクシーですね、タクシーが悪いとは言いません。兄弟を分断させることができないから乗せる。ただ、おうちのお友達が隣同士で、その子どもは、新しく入るお子さんは乗せないと。これが本当に町の、何ていうんですかね、考える政策かなということ、大変私は疑問に思います。乗れる人も乗られない人も、どちらもつらいです。ごめんね、一緒に朝出て、

1人はバスで、車で乗られて、1人は園までタクシーで乗られる。現行サービスを維持するというのは当たり前のことですけれども、でもこういうところですね、本当に大変どのように子どもたちの、Aさんはタクシー乗れてええね、私は乗れないわ、こういうところからいろんなことが起こってくわけですね。この件について、本当に岩崎町長、これでいいんでしょうか。最後、ちょっとこれは、大変このことによる問題が起こるのではないかと危惧をします。町長にお尋ねしたいと思います。

それともう1点は、いろんな部分で、教育委員会としましたら、交通渋滞等々の部分は何とか対応できるのではないかと、こういうことでありますが、もしかですね、町が考える以上のことが起こって、イオン、コーナン、いろいろ来まして、交通量が一気に増大することで、交通渋滞、通園時に事故が発生したらですね、どんなに費用がかかっても、対策をすぐ打つということは、お約束をしていただけますでしょうか。

この2点、お尋ねをしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

1点目のタクシーの話ですけれども、タクシーにつきましては、公共交通手段としてのタクシーの利用ができるかどうかということ、事業者といま、話をしている、実現可能というふうな状況での話になっていますけれども、それも一つの方法というふうに考えています。

一応、議員の御質問の中にもありましたけれども、町の方針としましては、基本的にはこども園への通園方法については、原則保護者による通園を原則とするというふうに立てています。ただ、とはいえ、先ほど来申し上げていますように、いま現行既に幼稚園へ通っているお子さんで、そういうサービスをしているという現実がございますので、そこを通園場所が移動することによって、いやそれはもうなしですよというふうな話にはなかなかならないということで、その辺については、いわゆる暫定的に何とかサービスの維持を図っていくというふうな考えで、いろいろ、その中には、例えばいまの現行サービスと同等のサービスということになりましたら、新園になりますと、NCバスとコミバスとを乗り継がなければならないというふうな、そういった問題があるとか、当然費用負担もかなり大きくなるというふうなことで、随分保護者説明会の中でもそういう意見もたまっておりましたので、そういったことも何とかクリアできる何かいい方法はないかっていうふうなことの中で上がってきた。人数も、先ほど申し上げましたように、多くないっていうか少ない人数ですんで、



それであれば、非常に効率的な公共交通機関としてのタクシーがどうかというふうなことで考えたわけであります。

そういうことですので、現在利用しているお子さんのサービスを、経過措置として対応していくというふうな考え方に立ってますんで、先ほど申し上げましたことの結論になっています。

それからもう1点、2点目の事故発生時に対策を、町として打つのかという御質問やったと思いますけども、これはもう当然通園時に事故が、その中で問題があるということであれば、当然その事故原因等々を分析して、対策を講じていかなければならないってということになるというように思っています。

○議長

窪君。

○8番

最後にさせていただきますが、この北部のサービスの継続ですね、そのようにおっしゃるのであれば、私も議会でいろんな予算で、通園バスの導入が最低の条件であると、このようにして賛成をさせていただいてまいりました。その議会で、議員が採決するときの判断基準は、完全に無視されているんだなあということで、大変、この質問をさせていただくに当たりまして、大変情けない思いで質問させていただいておりますけれども、ですけれども、この北部ルートの子どものサービスの継続、これはただ単に教育委員会のそれだけはしたいという問題であって、教育的見地からですね、隣同士で、乗る人と乗らない人、これも教育的にはすばらしい教育となるのでしょうか。町長がお答えになられないのであれば、教育長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

それから、交通事故等いろんなことが発生したときは、費用がかかっても対応をするということ、いまお約束をさせていただいたと受けとめさせていただきますので、最後、教育長か町長、よろしく願いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

やむを得ない場合は、こら本当にやむを得ないというふうな事柄も、やっぱし小さい間から、保護者も子どもたちにも理解をしてもらわなきゃならないことはたくさんあろうと、かように思っております。先ほど申しましたように、確かに議員がおっしゃったように、事の経緯から考えていきましたら、バス云々の話は確かにございました。しかし、いろいろな条件をこう考えていきまして、そういう判断に町は立ちましたものですから、原則保護者が送迎していただくという方向で進めてまいりたいと、かように来たわけでございます。

したがいまして、その原則に立ちましたら、いま私たちが説明申し上げているような形で進めていかざるを得ないというふうに思っております。ただ、進めていくに当たりましては、何ていうんでしょうかね、丁寧には保護者には、あるいは多くの方々には説明をして、できるだけ多くの方に通じるように、お話しはしていかなくやならないなど、かように思っております。

○議 長

窪君。

○8 番

もうこれで最後にさせていただきますが、私は教育関係でも何でもありませんが、子どもたちの本当に教育的観点から、この保護者の皆さんに、サービスを利用される方もされない方も、両方ともに本当につらい対策を考えられたなあということだけは、指摘をさせていただきたいと思います。まだいま4月まで、まだ時間はありますので、しっかりと変更ができて、継続をできるようなサービスを考えられることを期待をしたいと思います。

最後に、子どもたちが安心して通園できるよう、交通事故が発生する前に、早急な対策を打たれることを要望いたしまして、次の項目に移らせていただきます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

3点目の質問にお答えします。高齢者のボランティア制度の導入についてでございます。

介護支援ボランティアポイント制度の実施状況について、東京稲城市が本年1月段階でアンケート調査をしました。その中の資料を見ますと、いま現在実施あるいは予定をしている市町村が268自治体であり、関東地区に偏っている傾向がございますが、平成21年の27自治体から、5年間で約10倍に増加をしているという状況でございます。

実施されている多くが、施設内でのレクリエーションの指導や参加支援、お茶出しや配膳、話し相手、館内での移動支援等で、在宅活動が少ないという状況でございます。ボランティアの対象年齢についても、65歳以上が187自治体、約7割で、20歳以上等の年齢幅を広げているところが30市町村ございます。

平成27年度から、議員御指摘のように介護保険制度改正により、要支援の訪問介護、通所介護が、総合事業として地域支援事業の中で運用されることとなっています。国が示している総合事業は、要支援者への在宅でのボランティ

アの可能性や、通所型でのミニデイサービス、運動やレクリエーションのボランティアの取り組み事例を示しています。

平群町では、小地域ネットワークによるお互いに助け合い、支え合う気持ちを持てるような交流事業や、健康体操等の介護予防事業等の活動や、また長寿会による高齢者の見守りやひとり暮らしの安否確認等の友愛活動が行われています。

このように、現在実施されている地域のボランティア活動と、議員御指摘のボランティアポイント制度との調整や、資格者による支援とするのか否か、ポイントの管理や派遣する派遣センターですね、をどうするのかなど、さまざまな課題を検討しております。本年度中に具体的な方向性を明確にしていきたいというふうに考えているところでございますので、以上答弁とさせていただきます。

○議長  
窪君。

○8番  
ありがとうございます。

今年度中に方向性を示していきたいということで、今回3回目の質問であります。2回目の質問のときも、大変前向きな御答弁をいただきまして、ちょうど第5期の介護保険の策定委員会の中でも提案をしていただきましたが、大変残念なことに、委員の皆様がどこまでこの制度を御存じだったのかわかりませんが、少し消極的な形になりました。

今回ですね、もう一度6期策定に向けまして、本当に大事になってまいります。平群町の高齢者の約8割の方がお元気な高齢者でありまして、2割弱の方しか、この介護保険を使われていません。使われていない御高齢の皆様は、ポイント制度と、こういう部分で介護予防を、また社会貢献につながる制度でありますので、どうかこれはしっかりと明年からでも早急に導入していただくことをお願いをしておきまして、次に移らせていただきます。

○議長  
健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の4項目めのピロリ菌検査を特定健診時に導入をについてお答えいたします。

この件につきましては、平成25年3月議会でも質問をいただいております。この間、研究結果等の状況を把握しておりましたが、厚生労働省研究班は、現在行われている胃エックス線検査は、対策型検診としても、任意型検診として

も推奨されると評価していますが、ピロリ菌検査は、対策型検診としては推奨しないとし、あくまでも任意型検診として個人の判断に委ねるとしてしています。

また、ことし奈良県で開催されました胃がん検診従事者研修会においても、現時点では、厚生労働省は胃エックス線検査を唯一のがん検診法として認めており、市町村としても、今後の研究などの動向を見て、明確なエビデンスに基づいた検査方法を実施していくべきであるとの見解を示されております。

現在のところ、以前と状況に変化はございませんので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。なおですね、引き続き国等の動きには、特に注視してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。

前回と同じような答弁でありましたけれども、各自治体ではこういうことを先進的に導入される自治体があるんです。本当に除菌の保険適用も拡大されるということは、このピロリ菌が大変、有無によって胃がんの発症が予防もできるしということになりますのでね、ぜひとも健康長寿奈良県一を目指す本町として、今後ですね、国の動向等、任意型の等々おっしゃいましたけれども、しっかりとこの件につきましては、アンテナを張っていただきながら、血液検査だけでこのピロリ菌の有無がわかりますので、大変簡単な検査ですのでね、どうかその件につきましては、今後も引き続きで、引き続き質問させていただきますので、どうかよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員の大きな5点目の御質問でございます。新公会計制度の導入による公共施設等総合管理計画の策定につきまして、お答えを申し上げます。

平成26年4月の総務大臣通知によりますと、地方公共団体の厳しい財政状況や人口減少などの状況を踏まえ、公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減や平準化、公共施設等の適正な配置の実現に、公共施設等総合管理計画の策定が要請されておるところでございます。

また、この計画の策定に必要な財源といたしまして、国の支援策といたしまして、平成26年度から3年間の間でございますが、特別交付税を措置すると

ということで、策定を要請しておるところでございます。

そこで、公共施設等総合管理計画策定に必要となりますのが、新地方公会計制度の導入でございます。新公会計とは、現行の官会計である予算・決算制度の現金収入では見えにくいコスト、減価償却費でありますとか、引当金また資産、負債といった貸借対照表や損益計算書を作成をし、保管することによって、外部にわかりやすい財務状況の開示や今後の政策形成を行うための基礎資料として活用するために整備をするものでございます。

この新地方公会計制度の導入についても、本年4月に、国において、今後の新地方公会計の推進に関する研究会での報告内容が取りまとめられたところで、平成27年の1月をめぐるといってございまして、財務諸表の作成に関する統一的な基準やマニュアルなどが示されることとなっております。これにつきましても、平成27年度から29年の3カ年で、全ての自治体において統一的な基準によりまして、財務書類を作成するように要請をされておるところでございます。

さて、議員御質問でございますが、公共施設等総合管理計画の策定について、その目的は、厳しい財政状況や人口問題に対応した将来のコストの計画的な削減のためであるということは、十分認識をしております。平群町におきましては、これまでインフラ施設について、道路などの点検、更新計画の策定、また一部の公共施設でございますが、平成25年度に公共施設長寿命化計画を策定し、老朽化した各施設の現状と、今後の補修計画を策定したところでございます。

ある意味、自主的に国の要請の趣旨に合うような取り組みを進めてきたといっておるところでございます。また、今年度につきましても、特に先ほど申し上げました新会計制度につきましても、近隣町の財政担当者との勉強会を立ち上げて、導入に向けましての準備対応についても取り組んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、昨今老朽化による公共施設管理の業務上過失事例が深刻化をされておるところもございまして、住民、利用者の安全確保を第一に、日々のメンテナンスや維持補修については当然のことながら、総合的なマネジメントにつきましても、この総合管理計画によりまして、既に策定をいたしました施設の計画を基本にしながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。

ちょっと一つだけ、この公会計制度の導入を、27年1月から29年、こちらの公共施設の総合管理計画もですけれども、この制度ですね、まずは公会計制度の導入の時期ですね、水道会計ではされていると思いますが、この時期について教えていただきたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

公会計制度でございますが、先ほど御答弁の中でも申し上げました平成27年1月に、一定の統一的な基準が示されるということでございます。また、基準といたしましても、27年から29年度までに作成をするようにというふうな要請でございますので、思いといたしましては、28年度の決算について、こういうふうな公会計制度の中身をもってお示しをできるようにやっていきたいなというふうには考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございました。

3年間あると言いましても、その間であれば、国のほうの特別交付税とか等々が入りますので、その国の流れに沿いまして、また各近隣自治体の流れも見ながら、大変本当にお世話をおかけしますが、この公会計制度、大変わかりやすいそういうものになっておりますので、将来のコストの計画削減のためにも、この公会計制度の導入と公共施設等総合管理計画の策定を立てていただきますことを要望をしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

午後1時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時20分)

再 開 (午後 1時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

発言番号 5 番、議席番号 4 番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○ 4 番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問をします。町長を初め町当局の皆様には、質問に真摯に向かい合っていただくことを、冒頭、お願いしておきます。

質問に入る前に、先月の 20 日、広島市北部の土砂災害でお亡くなりになられた方の御冥福と、被害に遭われました方々に対してお見舞申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げまして、質問に入ります。

1 点目は、ふるさと納税、寄附の充実についてであります。

ふるさと納税は、生まれ故郷など応援したい自治体を自由に選び、寄附するもので、寄附額のうち、自己負担額 2,000 円を超える寄附をすると、国に払う所得税、居住地の自治体に払う住民税から差し引くもので、国や居住地の自治体に税金を払うかわりに、好きな自治体に寄附すればよい仕組みになっております。

この制度は、平成 20 年スタートしまして、本年で 7 年になります。しかし、所得税還付には確定申告することが必修であり、また住民税は翌年減額されることになっており、還付手続に手間がかかり、またお徳感がわかりづらい制度になっております。

平成 25 年度の奈良県下市町村関係のふるさと納税、寄附は 5,056 件で、1 億 5,593 万 8,640 円で、平群町への寄附は 6 件、1,511 万円あったようであります。ちなみに、寄附額の 1 位は宇陀市の 2,047 万、2 位は吉野町の 1,724 万、3 位は我が平群町でございます 1,511 万の寄附をいただきまして、県下堂々の 3 位でありました。

多くの自治体では、ふるさと納税、寄附を受けるために、地元特産品をお礼の品としてプレゼントを用意しているところが多く、長野県阿南町では、1 万円の寄附で、同町産の米 20 キロ、また宮崎県の三股町では、300 万円を寄附すると、200 万円相当の宮崎牛 1 頭分をプレゼントする特権を設けております。

県内の御杖村では、8,000 円の寄附で 10 キロ、3 万円で 30 キロの地元産コシヒカリをプレゼントしており、お隣の生駒市では、プレゼントの一つとして本年から幻のラムネ、レインボーラムネをプレゼントするようになったことが、それがテレビ、新聞のマスメディアで大きく取り上げられました。

先ほど申し上げました御杖村の場合、平成 25 年度の寄附額は約 1,440 万円、平群町より少ない額で、県下 5 位でありましたが、寄附件数では 1,716 件、断トツであります。そのことを役場に確認しましたところ、何も宣伝

はしていなかったが、ネット上で人気が集まったとお聞きしております。また、寄附された方は、全て村外の方だったようであります。件数が多いということは、御杖村の認知度が高まったということでもあります。

このように、多くの方に寄附をいただくため、自治体はお礼の品、プレゼントやPR、宣伝に知恵を絞っているようであります。平群町の25年度のふるさと納税、寄附は、先ほども申し上げましたように1,511万、本当にたくさんの方の寄附をいただいたと思っております。町財政が硬直している厳しい状況下、新しい財源として期待できるものであり、ありがたい制度だと思えます。町は平群を町内外に発信、PRして、もっともっと寄附を増やすために一工夫も二工夫も知恵を絞っていただきたいと思えます。

そこで、ふるさと納税、寄附について、3点質問いたします。

一つ目は、ふるさと納税、寄附を受け入れるための具体的な取り組みであります。本年度から、1万円寄附をいただいた方に、地元特産品などをプレゼントすることになっており、この9月から地元産のひのひかり新米10キロをプレゼントするメニューが追加されたようであります。それ以外に、プレゼント、PRも含めて、新たな取り組みがあるのでしょうか。

二つ目は、平成20年度から24年度までのふるさと納税、寄附実績と、寄附を具体的に何を使ったのでしょうか。

三つ目は、平成26年度のふるさと納税、寄附の8月末までの実績はどのようになっているのでしょうか。あわせて、5年前、平成21年12月議会で、私の一般質問、ふるさと納税の取り組みで、寄附をいただいた方に地元特産品をプレゼントしてはどうかと質したところ、制度本来の趣旨、目的になじまないと答弁がありました。なぜ本年度からふるさと納税、寄附をいただいた方に、地元特産品などをプレゼントするようになったかも御説明いただきたいと思えます。

2点目は、町内の既存宅地造成地の安全についてであります。

先月20日、広島北部で土石流によって、宅地や家屋を飲み込む災害によって、尊い命が奪われたり家屋が倒壊するなど、甚大な被害が出ました。改めまして、自然の猛威、恐ろしさを思い知らされた次第であります。

私は、土砂災害につきましては、たびたび一般質問で取り上げておりますので、町はハード・ソフト両面にわたり、万全を期していただいているものと信じて、今回は宅地の耐震化として、宅地の液状化と宅地の滑動崩落がありますが、その一つであります宅地の滑動崩落について質問いたします。

阪神淡路大震災で、大規模盛り土造成地において、宅地の滑動崩落によって家屋が倒壊して人が亡くなるなど、想像を絶する被害が出ました。また、道路



などのライフラインでも被害が出て、復旧に時間がかかったことは、皆様も御記憶されていることだと存じます。その後、平成16年に発生しました新潟県中越地震でも、同様に宅地造成地や道路が滑動崩落によって被害が出ました。

これらの二つの地震による事例研究や、滑動崩落のメカニズムが初めて明らかになり、これを受けて、地震時の宅地の安全性を確保するために、平成18年に宅地造成等規制法が改正されました。あわせて、滑動崩落を防止するために必要な調査や工事をするために、宅地の耐震化事業が創設されました。

その内容は、滑動崩落によって宅地に被害を及ぼすおそれのある区域を指定するための調査を行い、その危険性を住民に公表し、防止工事をするようになっております。

町内では、昭和40年代に春日丘で最初の大規模宅地開発が行われ、それ以降も多くの宅地開発によって、平群谷の山が削られ、平群の谷や池を埋め、田んぼや畑が宅地造成によって平坦な地形に変わって、次々と新しい宅地、団地ができ、そこに住宅を建て、人々が生活を営んでおります。我が平群は、大阪のベッドタウンとなり、人口が増え、平群村から平群町になったわけでありませぬ。

そこで、町内の既存宅地造成地の滑動崩落による危険性の調査は、どこまで進んでいるのでしょうか。また、いつごろまでに、危険性のある宅地を公表されるのかお尋ねいたします。

この調査によって、我が家の宅地が安全かどうかわかることはよいことですが、滑動崩落の危険性があるとわかると地価が下がり、資産価値が低下することになり、本当に悩ましい問題を抱えております。

3点目は、町内のサイクリングロードの安全対策についてであります。

県は、滞在型観光による観光振興や地域の活性化、環境に優しいまちづくりの実現を目指し、自転車による広域的な周遊観光に取り組んでおり、その一環として、奈良の魅力を楽しめる総延長約600キロ、31のサイクリングルートを設定しております。これを略してならクルと呼んでいるようであります。

町内には、生駒市の東山から広域農道を経て、三郷町の勢野に至る10キロ、高低差208メートルの信貴山ルートと、生駒市の真弓から国道168号線、町内の168号バイパスから斑鳩町の三室山を経て、JR三郷駅に至る25キロ、高低差121メートルの竜田川ルートが設定され、平群町内を二つのルートが通っております。

そのうち竜田川ルートで、町内のバイパス平等寺交差点から南小学校までの町道区間は、道路幅が狭く、路肩と路面に段差があることから、一層道路幅を狭くしております。軽四でも対向がかなり難しく、また通行量も多いところで

あり、通常でも危険な町道だと思われま

そこで、町内のサイクリングロードならクルについて、4点お尋ねします。

一つ目は、ルート設定に当たり、町は県から事前に相談を受けたのでしょうか。

二つ目は、この危険区間の安全対策、危険回避策を何かお考えでしょうか。

三つ目は、サイクリストサポート施設の充実する計画はあるのでしょうか。

四つ目は、住民に周知、PRする計画はあるのでしょうか。

なお、町内には、ならクルサポート施設として、サイクリストが気軽に立ち寄って、トイレ、駐輪、空気入れの貸し出しが受けることができる自転車休憩所に、道の駅くまがしステーション、信貴山iセンター、またサイクリストに優しい宿に、信貴山の玉蔵院が既に登録されております。

以上が私の一般質問ですが、答弁は質問の繰り返しを避けていただき、本当に簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の御質問でございます。

1点目のふるさと納税を拡充すべきではにつきましてお答え申し上げます。

質問の1点目でございますが、具体的な取り組みでPR及び新たな取り組みがあるのかというお尋ねでございます。まず、9月から試行的にはございますが、平群産のひのひかりということで、新米10キロを特産品のメニューに追加し、ホームページ並びにフェイスブック等で、いま現在周知を行っておりますところでございます。

このほかの取り組みということでございますが、平群町の特産品のPRという観点から、現在平群ブランドというのをしておりますが、平群ブランドの認定を受けました農産物やさまざまな加工品を、さまざまな媒体に載せまして、皆様方に周知をするということを考えております。

また、事務的な手続論での取り組みということで、ふるさと納税には皆さん関心があるが、少し面倒だというふうな方もいらっしゃるのかなというふうに拝察するところでございます。そういったことが、寄附に二の足を踏む方も多いと見られておりますので、今後は申告等にかかわる事務負担の軽減の取り組みといたしまして、寄附される方に、控除に必要な手続を記載した文書などを配布をする 것을検討しております。

あわせて、いま現在政府が掲げております地方創生の一環で、来年度からは税金軽減額の上限を倍にするということで、いわゆるふるさと納税の額を上げ

るということや、また関連手続の簡素化を実施をするということを発表したところでございますので、それに向けてのPRについても取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、2点目の平成20年度から24年度までのふるさと納税の実績と、いわゆる何に使ったかということでの使途でございますが、まず年度別の件数と金額でございます。平成20年度については1件で5万円でございます。平成21年度は2件の21万2,000円でございます。平成22年度でございますが、1件の10万円でございます。平成23年度はゼロ、ゼロ件でございます。平成24年度は1件の3万円ということで、累計で5件で39万2,000円の御寄附を頂戴したということでございます。

次に、寄附の使途でございますが、平成20年度にいただきました1件分5万円につきましては、寄附をされた方の御希望によりまして、現年度において町政全般に活用していただきたいということでの御希望でございましたので、そのような向きで寄附を使わさせていただきました。他の寄附につきましては、ふるさと基金に、現在積み立てをしておるところでございます。

次に、3点目の平成26年度のふるさと納税の実績及び、特産品を送るようになった経過についての御説明というところでございます。

まず、平成26年度のふるさと納税の実績につきましては、9月12日現在で6件の5万円というふうになってございます。また、特産品を送るようになった経緯でございますが、平成25年の12月議会というふうに記憶をしておりますが、他の議員の一般質問において、私、お答えした経過もございます。昨年度に総務省が実施をしたふるさと納税に関する調査では、5割程度の市区町村で、寄附に対してのお礼ということで、地域の特産品を納付をされているという結果が出ております。そういった社会全体の流れ、動きみたいなものがある程度把握をしたということがまずお一つでございます。それと、平群町の農産物などの地域資源を活用した平群ブランドの販売や、道の駅での集客力、また平群町という自治体の知名度のアップをするために非常に効果的ではないかということで、十分庁内で検討した結果、平群町全体の魅力の発信、PRをするということを念頭に、平成25年度より、平群の特産品をお送りするようになったというような経過でございます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いま、大浦課長、ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

本年度から地元特産品を送ることになったということは、いま御説明いただいたんだけど、当然当初からですね、地域振興とかそういうことはあったはずなわけですから、そういうことは理由にせずにはですね、議員の提案に謙虚に耳を傾けていただきたい。そのことは、冒頭、お願いしておきます。

それとですね、新たな取り組みということですが、ことしからお米の、9月からプレゼント、これはよいことだと思います。一番いいことは、毎日使うものですし、また金額換算いうんですかね、大体1万円寄附して何ぼ返ってくるんだということがよくわかるもので、いいと思うんですね、非常に。ブドウやとかイチゴとか野菜の詰め合わせですね、ホームページに載っているものに比べてですね、非常にお米はいいと思うんですけども、そうすると、このお米はどこから仕入れて、誰がどのように寄附いただいた方にお送りするのでしょうか。

それとですね、例えば1万円寄附をいただいて、町に幾ら残るんでしょうか。お米のことをございますが、先ほどの御杖村は、8,000円で10キロのお米いただけるわけですね。長野県の阿南町は、1万円で20キロのお米いただけるねん。それには、私は勝てないと思うんです。もっともっとプレゼントされる方に、寄附をいただく方に、やはりもっとあっと驚くような、わくわくするようなプレゼントを考えていただきたい。私ならですね、例えば信貴山とか千光寺の御協力をいただいて、参禅とか護摩行とか滝行、宗教行事に参加できるとか、体験参加できるとかですね、結婚記念日とか誕生日とかメモリアルデーに思い切って100本のバラを送るとかですね、思い切ったことをしないと、わたしはいけないと思うんですね。

それとですね、平群町を離れて遠くに住んでる方は、こんなことはあってはいけないと思うんですけども、墓守のお世話をするとかですね、一工夫も二工夫も考えていただきたい。

生駒市の幻のラムネ、御存じでしょうか、いまどういう状況か。1,734人の方から、1,890万円、ことしは御寄附いただいて、まだ8月末ですよ。で、ラムネはもう売り切れたと。売り切れて表現よくないんですけども、もう締め切ったので、これから減ると思うんですけども、やはりですね、わくわく感するようですね、もの。平群町にあるかどうかいうの、私、ちょっと思いつかないんですけども、生駒市以外の方からの寄附のほうが多いんですよ。で、昨年度に比べて、寄附された方の人数、額も10倍を超えているんですよ。

そういうことを含めてですね、先ほど申しあげましたような、お米のことについてはお答えいただきたい。

それと、PRのことですけども、何かわかったようなわからんような話なんですけど、もっとPRすべきだと思うんですよね。ちなみにですね、平群町のホームページはこれです。吉野町の、2位でしたかね、吉野町のPRはなぜ違うかというところですね、寄附した方にどんなメリットがあるかということを書かれておるんですよ。これは、生駒市でも一緒です。それともう一つは、特徴あるのはですね、こういう事例とですね、使途がきっちり書かれておるんですよね、吉野町の場合は。銘板に幾ら使ったとか、具体的な使途が書かれているんですよ。

それとですね、もう一つは納税方法ですね、寄附する方法なんですよ。平群町の場合は、二つほどしか書かれてないんですかね。生駒市のホームページを見ても、吉野町のホームページを見ても、違うところは2点。1点は現金書留、もう1点はクレジットカードで寄附をできるようになっておりますんですけども、そんなことは考えていただけるんでしょうか。もう少しホームページを充実していただきたい。これは、ふるさと納税だけじゃなくて、ホームページ全般に、私は言えるんじゃないかというふうに思います。

それとですね、ふるさと納税の20年度から24年度、5年間で5件、39万2,000円でしたね、いま御答弁いただいて。そうするとですね、去年の寄附はですね、なぜ増えたん。何か群を抜いているように思うんですけども、何か取り組みがあったのでしょうか。わかる範囲、お答えいただきたいと思います。

それとですね、使途のことですが、いま課長が答弁したとおりですと、基金に全部積み立てたというんですけど、基金残高が、ホームページでは511万と書かれているんですね、間違っなければ。ちょっと私は、事実かもう一度確認していただきたいんですけども、これは、使途についてはですね、町長もまんべん通信で説明責任とか町政の透明性を言われているわけですから、町長、どのようにお考えになっているか、お答えいただいたら、一番ありがたいと思います。

以上です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

何点か再質問のほうをいただいたところでございます。少し答弁に不備がありましたら、また後ほど御指摘を賜われたらというふうに思っております。

まず、1点目のお米を今回、ことしからふるさと納税の記念品としてラインナップに加えさせていただいたということで、大体いかほどぐらいの、寄附に

対してのメリットがあるのかということでございます。で、うちの場合、今回の制度の場合でございますが、1万円を御寄附いただいて、10キロのお米をお送りをさしていただくというふうなことになっております。お米の値段というのが若干変わるかなというふうには思っておるんですけども、大体約10キロで3,000円程度のものかなというふうには思っております。これについては、平群産のひのひかりということでございますので、平群でできたお米ということで、何か認証のとれたようなお米をですね、寄附をいただいた方にお送りをさしていただくと。一定送る経費等々もございますので、実際かかるべき費用というのは、お1人当たり大体約4,000円程度の費用がかかるのかなというふうなことは思っておるところでございますので、寄附をいただいて、当然費用もかかってまいりますので、町の実質的に寄附をいただいた費用というのは、大体それぐらいになるのではないかというふうに試算はしておるところでございます。

誰がどっから仕入れて、誰に送るのかというふうな事務手続の部分でございますが、基本的には平群、お米の産地でもございますので、生産者から仕入れて、その辺の仕入れであるとか、個々寄附者の方にお送りをするといった事務手続につきましては、公益財団法人平群町地域振興センターのほうに業務委託という形で委託をしておりますので、そういった業務については、地域振興センターと打ち合わせをしながら、御寄附をいただいた方に適時、適切に記念品が届くような形での対応に努めておるところでございます。

次に、いろいろとPRもしてるんだけども、ほかの自治体に比べてっていう部分でございます。何せ昨年度からこういった特産品をお送りをさしていただくというふうなことで、取り組みを始めたところでございます。議員のほうから御指摘いただいたように、他の市町村ではかなりいろんな取り組みをされておるっていうことは承知をしております。特にいまおっしゃられた体験型もございますし、また何か一つの事業をするに当たって、一つの目的に対しての目的寄附みたいな形でお送りをされているような自治体もございますので、その辺につきましては、いろいろいま、ふるさと納税については、たくさんサイトとございますか、いろんなチャンネルがございますので、そういったものを検証しながら、今後やっぱり平群も他所には負けないような形で取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

次に、納税方法でございます。これも、他の事例でございましたら、いわゆる寄附をしていただく方が、寄附をしていただきたい環境をつくるっていうのは、もうもっとものことでございます。いま現時点では、平群町の場合、寄附を申し込みをいただいて、納付書をお送りさしていただいて納めていただくと

いうふうな一番オーソドックスな手続をとっておりますが、現在ちょっといま、かなり具体的には煮詰まっておるところでございますが、当町もできたら27年度中にということをおもっておるんですが、クレジット納税につきましても、いま考えております。そういったものも導入しながら、より多くの方に、クレジットの場合は、基本的にインターネット等でごらんになられて寄附をされるということですので、特に金融機関がやっている時間帯にたがわず、寄附をされる方が御自分の生活スタイルの中で決済をしていただけるというようなメリットもございますので、クレジットカード決済につきましては、27年度に導入できるように、いま取り組みを進めておるところでございます。

次に、あと昨年度とことしの寄附額の部分で、昨年度、かなりの高額な寄附をいただいたということで、何か特段の取り組みがというところでございますが、これは特定の個人の方からかなり高額な御寄附をいただいたというので、これ、25年度の補正予算のときでもちょっと御説明申し上げたかなというふうに思いますが、特定の個人の方よりかなり高額な寄附を頂戴したということで、25年度につきましても、寄附の額がちょっと突出的にたくさん寄附をいただいたという結果になっておりますので、特に何か町のほうで働きかけたということではございませんが、いずれにいたしましても、多分のお気持ちを頂戴したということで、感謝をしておるところでございます。

以上、補足させていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

25年度は、特段変わってないけども、ありがたいことに寄附をいただいたということですね。

それとですね、お米のことですね、いろいろる説明されたんですけども、平群町の財布に幾ら残るんでしょうかという質問をしたと思うんですけども、足し算、引き算が苦手なもので、金額わかれば、平群町の1万円を受けて、お米の場合は幾ら残るんだと、それをお教えいただきたい。

それと、クレジット納付ですね、これはですね、ぜひとも進めていただきたい。ほかの市町村でもやっている。もう一つは、吉野町でも生駒でもやっているんですから、現金書留、これはできないんでしょうか。

それとですね、26年度の寄附金額はわかれば、聞いたんですかね、もう一度幾らかお教えいただけませんか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、1点目でございますが、再質問にお答えさせていただきます。1点目でございますが、いわゆる寄附に対して幾ら、いわゆる町の税収として見込めるのかという部分でございます。お米を例えに御説明申し上げましたら、1万円の御寄附をいただきまして、お米10キロをお送りするというので、それにかかわる費用が約4,000円程度かなというふうに考えておりますので、単純な引き算でございますが、1万円いただいて、4,000円の経費がかかるということで、残り6,000円が町の収入につながるという部分でございますが、ここには人件費等の細かいような計算は入っておりませんので、非常にざっくりとした金額ということで、御理解をいただけたらというふうに考えております。

次に、現金書留の部分でございますが、現金書留につきましては、お送りいただく方の御負担というのが発生することでございます。いわゆる何かの形でこちらのほうまで、書留並びに郵送料ということでかかるわけでございますので、そういった、なるべく寄附のことでございますので、そういうふうな御寄附をいただく方への負担というのを軽減する意味で、いまのところ現金書留というのは、ちょっと考えておらなかったところでございますが、これにつきましても、ちょっと他所の事例などを見ながら、ツールに入れ込めるような形で、ちょっと検討はしてまいりたいというふうに考えております。

すみません。26年度の件数でございます。件数で申し上げましたら、6件の方からの御寄附ということで、金額が5万円ということになっております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

お米のことはよくわかりました。1万円の御寄附いただいて、ざっくりとして4,000円の経費がかかって、3,000円が残るということです。お金以外の問題もあると思うんですね。休耕田対策とか地域の活性化とか、そういうことで、いいことだと思うんですけども、それとですね、お米のことで、御杖村で大変なことが発生しておりますね。私も詳しくわかりませんが、新聞紙上をにぎわしております。くれぐれもそのようなことにならないように、細心の注意だけはお願いしておきます。

それとですね、書留はお金が御負担がかかる。当然かかるでしょう。吉野町のホームページにも書いてます、当然。ちゃんと書いてます、そういうことを。



選択方法が六つある。で、指定金融機関以外であっても、振込手数料かかります。やっぱりこういうことで、選択肢の幅を増やす努力をしていただきたいと思うんですけども、もう少しその辺のことをお答えいただけませんかでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

当然議員のお述べのように、いかに寄附をしやすい環境をつくっていくのかというのが、一番大事なことやと思っております。そういう面じゃ、なるべく寄附者に負担をかけないということを念頭におったわけでございますが、そういうふうな現金書留というツールもございますので、今後そういったツールも含めて検討させていただきたいというふうには考えておるところでございます。非常に前向きに考えさせていただきたいと存じます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。前向きに検討してですね、本年度5万円という5万円が10倍になり、20倍に、100倍になるように、皆さん、知恵を絞っていただきたいというふうに思うんですけども、やはりふるさと納税、寄附を増やすためには、寄附いただいた方のプレゼントとかそういうものが、お徳感とかわくわく感ですね。もらって、何かうれしくなるようなものですね。そういうものを、ぜひとも考えていただきたい。生駒市の幻のラムネがいい例だと思うんですよ。去年の10倍、生駒市は寄附金なったわけですから。

それと、寄附方法とか使い道とか、きっちり情報開示、説明責任を果たしていただきたいというふうに思います。先ほども課長からお話がありましたように、政府のほうもふるさと納税の拡充策としてですね、来年度から寄附額の上限を現在の2倍に引き上げるとか、手続の簡素化を検討しているようでありますが、町も新しい財源という観点でですね、地域の振興策としてもですね、知恵と汗を出していただくことをお願いしておきます。

次、お願いします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。

宅地耐震化推進事業につきましては、平成18年の宅地造成規制法の改正を

受けまして、平成19年度で、奈良県におきまして、奈良市を除く都市計画区域のある27市町村を対象に、第1次の調査事業としまして、大規模盛り土造成地の分布状況の調査が実施をされました。

この1次調査の結果では、平群町内で八つの宅地造成地、38カ所の大規模盛り土造成地があり、それは全て谷埋め型盛り土タイプでございました。平成19年度の調査では、主には大規模盛り土造成地の分布状況の現状把握を目的としており、この時点の調査結果については、一般には公表をされていませんでした。

平成19年の調査以降でございますが、経年変化により現状が大きく変わっている地域もあるということから、地点修正を行う必要もありまして、奈良県において、当時の内容をベースに、平成26年度で再度調査を実施の上、大規模盛り土の造成地マップを作成するという予定になっております。このことについては、近いうちに県から各市町村を対象に、本事業についての説明会が開催をされると聞いておるところでございます。

御質問いただいております住民周知の時期については、今後事業の進捗に合わせて県から示されるものというふうに考えておりますので、また改めてその段階で、議員各位にお示しをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

いま、植田課長、ありがとうございます。順次質問させていただきます。

いまのお話であれば、第1次の調査は既に19年度に終わっていると。平群町は、八つの造成地で38カ所の盛り土地があるということはわかったと。それを、いま精査しているということはよくわかりました。そうするとですね、県の予算を見ますとですね、マップの作成費用として、本年度570万計上されておるんですね。先ほど、順次また説明があるということなんですけども、マップが作成すれば、住民に公表されるというふうに思うんですけども、大阪の場合ですね、来年度公表する。もう堺市は既に公表しておるように聞いております。非常にですね、先ほども申し上げましたけど、質問で申し上げましたように、危険だということがわかれば、地価が下がると思うんですね、その部分について、当然ですね。わかる範囲で結構ですが、大体いつごろ、大体県は想定されているのか。県の予算も、今年度ついているわけですから、来年度ぐらいには公表していただけるのかなと思うんですけども、そのわかる範囲をお答えいただきたいというふうに思います。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

ちょっと申しわけございません。まだですね、我々も説明会に出席していませんので、ちょっとなかなか事前の情報ということで、入手しようということで、県に問い合わせをしているんですけども、そこまでの具体的なスケジュールは、県のほうからも示していただけないというのが現状ですので、その辺については、また追って示されるものというふうに思っておるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

当然県の事業だというふうに思っておりますがですね、わかり次第ですね、住民に公表してですね、やはり先般のですね、岡山市の北部の土砂災害においてもですね、周知徹底が進んでおれば、事故が少なく済んだというようなことも聞いておりますので、その点は、わかり次第ですね、議会にも示し、住民にも示していただきたいというふうに、議会にも示していただきたいというふうに思います。

それとですね、もう一つは、8月23、24、町長と副町長は振興センターの立場で須崎市に出張されたと聞いております。町のナンバー1、ナンバー2が、一緒に町をあげるというのは、私はリスク管理上からもちょっと考えられないというふうに思うんですけども、そのことは意見として申し上げておきます。

次、お願いします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のルート設定に伴う県との協議ということでございますが、これまでの経緯としまして、本計画については、平成21年12月に仮称なら自転車利用促進計画の策定に関する説明会が開催をされました。その後、市町村のヒアリングを経て、翌年の平成22年12月に、本計画が策定をされたということでございます。

その後でございますが、平成24年3月に、広域的な自転車利用ネットワークの整備・管理に関する連携協定を、奈良県知事と締結をしております。さら

には、その翌年の平成25年の6月に、広域的な自転車利用ネットワークの整備・管理に関する実施協定を、郡山事務所長と締結したという経緯になっております。

協定の内容につきましては、主には整備計画やサイン整備や維持管理に伴う県と町の役割分担を定めておるといふものでありまして、このような経緯を経まして、平成25年度で、案内サイン、誘導サインについて、県において設置をしていただいたということでございます。

2点目の危険区間の回避策や安全対策についてでございます。国道バイパスの平等寺交差点から南小学校までの区間については、国道のルートではなく、東側の町道から大井手路線を経由をし、国道168号に合流するルートになっております。当該ルートの町道は、国道のルートと比較すれば、幅員も狭く、大井手路線については、一部狭隘区間があるということも、十分に認識をしております。ただ、このルート設定につきましては、県事業である椿井橋の架けかえや、前後の道路改修事業が、既にその当時決定していたということから、工事期間中における安全対策のために、暫定的な迂回ルートということで、現ルートを設定しているということを確認をしているところです。

今後につきましては、竜田川ルートについては、時期を見まして、現ルートから整備後の国道ルートに変更することによりまして、狭隘区間の解消が図れるというふうに考えております。今後、ルートの変更につきましては、県と具体的な協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、3点目と4点目についてお答えさせていただきます。

まず、3点目のサイクリストサポート施設を拡充する計画はあるのかとのお尋ねですが、自転車休憩所としては、議員も御存じのとおり、平群町内では道の駅大和路平群くまがしステーションと信貴山iセンターの二つの施設が、またサイクリストに優しい宿として信貴山玉蔵院が登録されております。町といたしましては、施設の意向、奈良県による登録のための認定条件もございしますが、民間の宿泊施設、かんぼの宿大和平群などへ、サポート施設登録に関する情報提供は行ってまいりたいと考えております。

4点目の住民に周知、PR計画はあるのかとの御質問ですが、奈良まほろばサイクリングに関する情報発信については、ならクルマップ専用ホームページ、奈良県自転車利用総合案内サイトなど、奈良県において主体的に取り組んでい

ただいており、平群町といたしましては、特に周知、PRの計画については考えておらないという状況であります。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

私ごとで申しわけございませんが、ならクルを知りましたのはことしの5月でございましてですね、奈良市の水間町にあります障がい者と健常者が一緒になって働いておりますレストランハーブクラブに行きました折にですね、国道を走っておりますと、フランスの競技用ツールドフランスに出てくるような自転車に乗った方とすれ違いましたですね、そのレストランに行きますと、競技用の自転車がとまっており、その駐輪場もありですね、そのスポーツメーカーのアンテナショップまでありましたんですね。それから帰りましてですね、平群に帰りまして、広域農道とかバイパスを走りますとですね、サインポールにですね、ならくるT11とかC15とかですね、ありましてね、初めてホームページを開いてですね、その存在を知ったわけでございますね、住民の方も余り知らないんじゃないかなというふうに思うんですけども。

先ほどですね、危険箇所についてですね、植田課長から御答弁いただいたんですけど、県が暫定的に迂回させたというような話もございましてんですけども、これ、自転車ですね、非常に歩道を走れないんですよ、車道しか、自転車は。非常に危険だと思うんですけども、これは事故を起こったときに、どんなようなことになるんでしょうか。わかればお答えいただきたいというふうに思います。

それとですね、本当に先ほどもですね、樺井のこども園の通園の問題でですね、町道大井手線の問題がありました。これですね、ほんまに狭いですよ、本当に。私、ときどき軽四で走るんですけども、軽四でもすれ違いできません。向こうで車、待ってくれます。そんなところは別としてですね、これは早急にですね、本設いうんですかね、国道ルートに戻していただくようになればですね、樺井交差点の改良がなれば、これはお願いしておきます。

それとですね、サイクリストのサポート施設の件でございますが、竜田川ルートにはですね、たくさんコンビニとかスーパーもあるんですよ。で、そのスーパーのところの、ほかのところは同じチェーン店でもですね、サポート施設になっておりますので、そういうこともありますので、働きかけをお願いしていきたい。

それとですね、新しく下垣内にザ・ビッグエクストラができますし、樺井に

コーナンの出店計画もありますので、ぜひともですね、お金がかかるわけじゃございませんので、ぜひともそういう協力をお願いしてほしいと。再度この辺について、もう一度御答弁、それと宿についても、信貴山さんは玉蔵院だけですけども、ほかに宿坊三つあるんですかね、二つあるんですかね、そういうところもちょっと働きかけていただきたい。

それとですね、広域農道フラワーロードを走りますとね、本当に平日でもですね、平日の早朝、あそこを通りますとですね、自転車で走っているんですよ。休日も車で走りますとですね、普通のちゃりんこじゃなくって、競技用自転車で走る方とすれ違うわけですね。本当に、あれ、こんなとこを走っているという感じもするんですよ。そのですね、いま申し上げましたですね、信貴山ルートについてはですね、10キロの区間にトイレがないんですよ。東山から勢野までトイレがないんですよ。ぜひとも県に働きかけていただきたいというふうに思います。

それと、PRについてですね、県の事業だから、PRも県もやっているからということなんですけども、何かの機会に、やっぱり町民に知らしめてほしい。知らしてほしいと。こんなものがありますよというようなことをですね、私だけが知らなかったということではいいと思うんですけども、ほかの方も、町民の方も知らん。ただ、マイナーな方は知っていると思うんですよ。マイナーいんですか、自転車で一生懸命トレーニングしている人とか、競技大会に出ようとしている人なんかは御存じだと思うんですけども、ホームページに掲載するとか、広報紙に掲載するとか、観光パンフレットに加えていただくとか、そういうことをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、暫定道路で事故が起こったときの責任についての御質問でございます。

このサイクリングルートにつきましては、基本的には県が設定しております、既存道路をルートとして設定をしておるということです。したがって、この狭隘区間については、平群町以外にも、ほかの場所でも存在するということについては、県担当課から聞いているところでございます。

その事故っていいますのは、さまざまなケースが想定をされるわけございまして、当然事故の内容であるとかですね、原因などによりまして、それは利用者の自己責任であるとかですね、当然その責任の所在というのは、そのケースに応じて明らかになるということにもなるのかなということで、狭隘道路の、

その道路について、ルートとして設定したことによる、要するにその責任の見解については、これは県が設定していただいたということもあるので、この場で申し上げるのは適当でないというふうにも思いますし、その部分に関しては差し控えをさせていただきます。

ただ、危険箇所の改修については、サイクリングルートにあるかどうかにかかわらず、当然これは道路管理の観点からも、管理者として対策を講じていくと、環境整備をしていく必要があるという認識はしているところでございます。

それと、樺井交差点については、午前中の戎井議員の一般質問でも答弁をしておりますが、いまの予定では10月に供用開始されるというふうにも聞いておるところでございます。竜田川ルートについては、供用開始をされたら速やかに竜田川ルートの振りかえをさせていただくということで、これは県とはもう速やかに調整を図っていきたいというふうに思っております。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まずサポート施設、他のサポート施設へも働きかけていただきたいということの御質問ですけれども、先ほどの答弁でも少し触れましたが、それぞれの施設につきましても、登録に当たっての認定条件というものがございます。自転車の休憩所でしたら、土日のいずれかに、現地にて自転車の利用者の対応が可能であることと、自転車利用者に向けたサービス、トイレの提供、駐輪スペースの確保、スポーツサイクル対応空気入れの貸し出しというようなものが必須の項目となっております。また、サイクリストに優しい宿の認定条件なんですけれども、自転車を屋内で保管できる。それと、自転車の搬送サービスの取り次ぎ、受け取り、保管、発送といった条件が必要ですよということがあります。したがって、働きかけはさせていただきますが、必ずしもサポート施設として登録されるかということは、ちょっと言いかねますので、その辺だけ御承知をいただきたいと思っております。

信貴山ルートについてはトイレがないと。あの区間、トイレがないということですので、基本的にこちらのほうは、県のほうで整備していただく事業ということになっておりますので、そちらのほうは県に対して、トイレの設置要望なり働きかけていきたいというふうに考えております。

また、サイクルコースというかならクルについての住民周知ということで、機会があれば町民に知らしめていただきたいということでもあります。特に平群町として、自転車で観光してくださいというようなことはないんですけれども、

機会がありましたら、当然そういった形で周知はさしていただきたいというふうに考えます。

○議 長

森田君。

○4 番

事故の件は、答えにくいことと思います。原因がわからないとかいろいろあるかと思いますが、それはそれで結構なんですけども、サポート施設ですね、これは本当に見たら、いま、課長答えた、これのことを答えていただいたと思うんですけども、このものそのものをですね、そうじゃなくって、やはり新しくできるイオン系のスーパーさんとかですね、イオンさんはたくさんそういうことで設置されておるんですよ。そういうことで、ぜひともそういうことのこれからの建物でございますので、お金もかからないと思うんですよ。お金がかかることであれば、事業者も嫌がるわけですから、それはぜひともお願いしたいと。

それとですね、もう一つは、やっぱり観光には宿泊が伴わないと、お金が平群町に落ちないと思うんですよ。そういうことも念頭に入れて、いろいろ働きかけていただきたいと。

それとですね、一つだけお尋ねしたいんですけど、先ほどフラワーロードの広域農道のトイレについては、県に働きかけるというお話だったんですけども、以前ですね、農産物直売所が閉鎖されたままになっておるんですね、信貴山道の。大分時間がたってますしですね、方向性がいまだに議会にもお示しいたいてない。本当に残念なことですが、このエリアでは、総計でも観光ゾーンになっていたというふうに記憶しておりますですね。そういうことからですね、きょうは答弁求めませんが、やはり再開なりですね、そういうやめるんやったらやめるで結構ですから、きっちり方向性を示していただきたい。再開するなり、新しい施設をつくるのであれば、補助金がつくかどうかわかりませんが、やっぱりサポート施設をつくっていただきたい。その辺のことは、お願いだけをしておきます。

町の観光施設といえばですね、必ず返ってくるのは、椿井城のとかいう話が出てくるんですけど、これは、何ぼ頑張っても、お隣の斑鳩の法隆寺には勝てませんよ。絶対勝てません。それよりですね、私は、高齢化が進む中、健康志向が高まっておるわけでございますので、県が進めております、きょう申し上げましたならクルとかですね、以前質問しました近畿自然歩道とかですね、ウォーキングとかハイキングとかサイクリング、私は、町の観光資源の柱にしたい。そういうことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。



○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

交代のため、しばらくお待ちください。

発言番号6番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○9番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきますと思います。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。本日最後でございます。どうぞよろしくお願ひします。

町道鳴川路線の拡幅と維持安全管理について、災害時の警戒体制について、2点お伺ひします。

まず1点目は、町道鳴川路線の拡幅と維持安全管理についてお伺ひします。

道路拡幅については、平成22年12月議会においても一般質問をさせていただきました。当時の答弁として、鳴川路線の改良拡幅については、西和広域農道や斎場へのアクセスルートであり、広域幹線道路という位置づけをしています。町の循環道路として、観光産業の発展においても、最重要路線であるという位置づけは現在も変わっていませんとの見解であり、22年の10月には、職員の方々による交通量調査も実施され、午前7時から午後7時の12時間で約1,800台の通過実績があったと報告もいただいています。

藤城池より東側の東山駅方面側の狭隘部分等については、これまで平成15年度には、地権者とも交渉いただき、特に狭隘な部分の2カ所については、借地により待避所を設置いただいているという経過もございますが、その後の用地交渉については、どのような状況で進んでいるのでしょうか。

以前には、地元櫛原自治会においても、不法投棄等の問題解消も踏まえ、地権者の方と道路拡幅についても協議されていると耳にしましたが、そのことも含め、現在の用地交渉の状況はどのようなになっているのでしょうか。

また、その間の狭隘な道路部分については、道路両側からの樹木や住宅地の植樹等が道路境界より覆いかぶさり、ときには大型ダンプ等がそれを避け、中央部分を走行するため、対向車との衝突事故の危険性が高くなっているように思います。早急に樹木、植栽の伐採を行い、通行の安全確保に努めることが必要だと思われれます。

町道については、このように樹木、植栽等が公衆用道路に越境してきている箇所もたくさんあると思われれますが、このような場合の撤去義務者はどのようなになるのでしょうか。

次に、災害時の警戒体制についてお伺ひします。この質問については、午前中に窪議員からも質問があり、特に重複するような部分も若干あるかと思われ

ますが、再度御答弁をよろしく願いをいたします。

平成26年8月末明、先ほども森田議員のほうからもありましたが、広島で大規模な土砂災害が発生し、昨日現在73名の方が尊い命を落とされ、依然1名の方が行方不明となっています。また、たくさんの方々の希望と夢、家屋や財産等、大切なものも失われました。改めてお見舞申し上げますとともに、亡くなられた方々には心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、このような土砂災害については、専門家の話としても、土石流の規模・程度等の予測は非常に困難であるようです。そのためにも、ふだんから防災ハザードマップを活用し、危険箇所の確認や非常持ち出し袋の準備など、非常時に備えて自助を心がけることが必要であることを、改めて感じさせられました。

しかし、今回の広島での災害では、報道によると、気象庁などが広島市を対象に20日未明の午前11時15分に、土砂災害警戒情報を発表しましたが、市は情報を把握しながら、避難情報等を発令しなかったと報道されていました。

そこで一つ目の質問になりますが、平群町の深夜・夜間の緊急連絡体制及び警戒・災害対策等の対策本部の構築は、どのような手順になっているのでしょうか。

また、住民に対する避難情報等の発令について、どのような手順及び手段となっているのでしょうか。

次に、8月9日の台風11号の接近に伴う大雨警報等による土砂災害警戒情報の発令についてお伺いをします。

当日、私の携帯電話には、平群町と斑鳩町が発信した緊急速報メール（エリアメール）の情報が入ってきました。斑鳩町からは、11時35分に斑鳩町避難準備情報、12時40分に斑鳩町土砂災害警戒情報、斑鳩町避難準備情報、13時34分に斑鳩町避難勧告、15時6分に斑鳩町避難勧告及び避難準備情報解除、16時50分に避難準備情報解除。一方、平群町からは、15時ちょうどに平群町避難準備情報、翌10日14時13分に平群町避難準備情報解除が届きました。

そこで、大きな二つ目の質問になりますが、現在平群町でも緊急時の住民への情報伝達手段として活用されている緊急速報メール（エリアメール）について、特徴及び受信範囲等の御説明をいただけないでしょうか。

また、防災行政無線や登録制メールなど、緊急速報メール（エリアメール）以外にも情報伝達手段を持っておられますが、それぞれ連動はされているのですか。

また、平群町内の土砂災害警戒区域の範囲と住民への周知方法はどのようなになっているのでしょうか。

最後に、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）についてお伺いいたします。

Ｊアラートとは、緊急地震速報、津波情報、弾道ミサイル情報等の対処に時間的余裕がない事態に関する緊急速報を、人工衛星を用いて、国から直接送信し、市町村の防災行政無線等を自動で起動させ、住民に対し瞬時に伝達するシステムであるとのことでした。

そこで、三つ目の質問になりますが、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）について、仕組みや発令の体制をもう少しわかりやすく御説明をいただけないでしょうか。

また、Ｊアラートで配信される２４情報の中で、１０情報については、原則市町村防災行政無線等を自動起動させる設定にするとあり、気象等の特別警報も含まれています。特別警報とは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の６種類ですが、突発性の竜巻の発生等にも対応されることも含まれているのでしょうか。

また、防災行政無線を利用して放送されるＪアラートですが、登録制メールや緊急速報メール、すなわちエリアメールは、連動しているのでしょうか。

以上、大きく２点について明確な御答弁をお願いをいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、１点目の御質問にお答えをいたします。

まず、狭隘部分の地権者との用地交渉の状況であります。本件については、これまでも山田議員を初め他の議員からも一般質問をいただいております。状況については、これまでも答弁をしてきたとおり、地権者との条件面での折り合いがつかず、難航しているということは変わっておりません。過去の交渉経過や価格的な見解の相違も含め、実質具体的な用地交渉には至っていないというのが現状でございます。

しかし、地権者とは待避所に係る賃貸契約を締結をしております。まずは借地をしている用地から買収するという事で交渉を行う中で、当該地権者が所有されている路線全体の用地についても、協力をいただけるといように、今後も粘り強く交渉は行ってまいりたいと考えております。

また、以前に櫛原自治会と地権者が交渉を行った経緯につきましては、櫛原地区内の盛り土造成工事に伴い、安全対策として、櫛原自治会と事業者が地権者と交渉され、大型車専用の待避所を設置をいただいたという、そういった経緯は聞き及んでおりますが、それ以外にはついては把握をしていないという状況でございます。

続きまして、2点目の支障木の伐採と、3点目の撤去義務者についてでございます。

当該路線に係る支障木の現状については、現地調査をし、通行に支障を来すおそれがある箇所については把握をしており、早急に対策を講じる必要があると考えております。支障樹木の撤去義務者についてですが、基本的には土地所有者や管理者の維持管理の範疇で行っていただくのが本来であるというふうを考えており、また枝や樹木が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合は、所有者がその責任を問われるということもあるというふうに認識をしております。

ただ、実情としまして、道路の安全管理上、倒木や危険であるという判断をした樹木については、道路管理者の判断で撤去、伐採、剪定などを行っているケースもあり、また地元自治会で対応をいただいているケースもあります。道路における通行者の安全確保は、道路管理者としての責務でもあります。緊急性の高い箇所や所有者に施行能力に欠けるケースなどについては、所有者にその現状と法的義務も十分説明をした上で、必要に応じて、行政が道路管理の範疇として剪定等を行うということもあわせて行っていくことで、町道の安全管理、また利用者の安全確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。順次ちょっと再質問をさせていただきます。

用地交渉、大変だと思います。なかなかいろんな条件面でも折り合わないということも、これまでも聞いております。先ほど申しましたように、大変平群町にとっても重要な路線であると。ましてや、斎場へのアクセスの面では、大変重要な道路であるということは、共通の認証であると思われれます。何より地権者に御理解をいただくことが大切なので、私としても、今後も粘り強く交渉を行っていきたいとおっしゃっていただいたこと、それにお願いをするしかない。

ただ、私も少し耳にしたのは、櫛原の自治会の中で、櫛原の自治会としても、あの路線においての不法投棄、大変困っているということで、不法投棄をされない一つとしては、きれいにする、整備をするということが大切になってくる。その面で、よく見通しがよければ、なかなか不法投棄もしにくいといったことで、地元自治会も困っておられて、地権者の方とある一定の交渉もされたということも少し非公式な場所では耳にもしたこともございます。その後の進展に

については、私もどうなっているのかは聞き及んでいないんですが、そういったこと、不法投棄の撲滅といいますか、道路整備をちゃんとして、不法投棄をなくすという観点からも含めて、今後も交渉をいただきたいと、このことはお願いをしておきます。

また、2点目のですね、樹木についての越境している部分については、早急に対策を講じる必要があるというふうにお答えをいただきました。確かにそう言っていて、ただ、早急に対策を講じる必要があるということでございますが、早急な対策法として、まずどのような対応を、まずどういう動きをされるのか。再度御答弁をお願いしたい。

それから3点目、2点目とも関連してくるかもわかりませんが、答弁としては、土地所有者や管理者の維持管理の範疇で行っていただきたい。当然所有者の方に行っていただきたいという御答弁もございましたし、ただ、そのことが原因で事故等が発生した場合は、所有者の責任も問われますが、道路管理者としての責任も逃れることもできないと。苦しいところがあるために、必要に応じてですね、行政が管理者という範疇で剪定をする場合もあるという御答弁をいただきました。

平群町、大変林道等山道の町道の部分もたくさんございます。それを、なかなか所有者に、あなたの責任ですとばかり言っても、なかなか前に進まない。また、拡幅については、所有者に御協力をいただかなければならない。そんなしゃくし定規な対応では、なかなか前に向いて進まない部分もあると思うんです。そういった意味では、所有者に理解をいただいてお願いをするのと同時に、町行政として伐採等をしなければならない場面もたくさんあると思うんですがね、ここでしっかりと分けていかなければならないのが、民間の植栽、民間の宅地の等の植栽が道路に越境をしてきた。このときどうするのか。この辺は、やっぱり山林と分けていく必要があると思うんですよね。そういう意味で、民間宅地の植栽は、山林と意味が別ということで、そういう意味で、所有者に対しては、違った形で対応をしていっていただく必要があるのではないかなと思うんですが、そのことについて再度御答弁をいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

まず、用地交渉については、継続して粘り強く進めてまいりたいというふうに考えております。

再質問でございますが、まず伐採について、どのように動きをするのかとい

うことでございます。

今回、議員から御指摘いただいているのは、鳴川路線でございますので、このケースで言いますと、まずその鳴川路線に差しかかるところで1件、個人の宅地の樹木が道路に越境してきているという、そういった場所がございます。それ以外に、鳴川路線の中で山林の樹木が道路に越境しているという、そういった状況でございます。その中で、当然車の通行に支障を来すというケースが何カ所か現状としてあるわけでございます。

まず、ただいま申し上げました個人宅地については、もう既に町のほうから所有者のほうに要請をしておるところでございます。庭木の植木の剪定を行っていただくというふうな回答をいただいておりますので、近いうちにそれは実施をしていただけるものであるというふうに考えております。

それ以外の山林の越境している樹木については、それぞれ当然これは地権者がおられますので、まず地権者のほうに要請をさせていただきます。事情説明をさせていただきます、理解と協力をいただくという、まずその辺のところから始めてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

あと民間宅地についての問題でございますけども、これについてもやはり同様に、所有者に要請して、宅地の所有者のほうから実際にはそれは対処していただくというのが本来の形であろうかなというふうに思います。

道路管理上の支障樹木の問題については、日常的に発生をしておるところでございます。管理者としてもその都度対応をしているところでございます。議員からの貴重な御提案をいただいておりますので、道路の安全管理また維持管理の一つの手法として、今後ちょっといろいろな宅地のケース、また山林のケースというような、そういったシミュレーションをさしてもらって、その対策というのを再度ですね、管理者のほうの立場で検討してまいりたいなというふうにも考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。

鳴川路線については、いろいろな形ですぐに対応していただけるということ、それと、町内、いろいろなそういう支障もあるんで、3点目、再質問をさせていただこうかなとも思っていたんですが、いま、課長のほうからはこのことも含めていろいろな方向の対処の仕方を、今後のために検討していきたいという御答弁をいただきました。確かに、もう再質問は行いませんが、そういった意味で、平群町、草刈り条例もございます。将来的にわたって、担当課長が将来かわっ

ていったとしても、同じ対応ができるようにというマニュアルといえますか、規約といえますか、条例までもいかなくてもね、そういったものを整備していただいていますね、常に公平な対応ができるように、今後進めていただきたいと思いますということをお願いをいたしまして、次に移りたいと思います。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

それでは、大きな2点目の災害時の警戒体制についての1点目、深夜・夜間の緊急連絡体制及び災害対策本部の構築と手順についてでございます。

職員の初動体制につきましては、平群町地域防災計画及び職員初動マニュアルにより、気象警報等が発令された場合、また近接する市町村において警報が発令された場合は、町長、副町長、教育長と予備動員として指定職員29名が自主参集することとなっています。深夜・夜間・休日等におきましては、宿直が防災ファックス等で、県や気象庁より送られてくる各種情報を確認をしまして、担当職員及び町長、副町長、教育長へ電話連絡を行い、その後出動した担当職員により、予備動員に対して職員参集メール等を利用して、参集を行います。

災害対策本部の構築につきましては、気象警報が発令された場合は、災害対策本部の前段階として、町長が災害警戒本部を設置し、各担当部署ごとに情報の収集と伝達、パトロール等など、計画に基づき警戒に当たることとなっています。また、本町において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合につきましては、災害対策本部を設置いたします。

続いて、2点目の住民に対する避難情報等の発令の手順及び手段についてでございます。

避難情報の発令につきましては、平群町地域防災計画及び避難情報、避難勧告等の判断伝達マニュアルにより発令基準が定められており、避難準備情報、避難勧告、避難指示の順に発令されます。また、住民の安全を最優先に考え、状況により発令基準に満たない場合でも、安全な避難のため、事前に発令する場合があります。住民への伝達手段としましては、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メールに加え、町ホームページや町フェイスブックへの情報掲載なども行っております。なお、必要に応じて、総代や自治会長への連絡や、広報車による巡回広報、報道機関への発表も行います。

今後におきましては、自主防災組織や自警団、消防団とも連携を行い、防災体制を強化してまいりたいと考えています。

続いて3点目、緊急速報メールの特徴及び受診範囲等についてでございます。

特徴につきましては、生命にかかわる緊急性の高い情報を、特定エリアの対応端末に配信するものとなっており、気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報と自治体が配信する災害避難情報の２種類に分かれます。現在平群町におきましては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの３社の緊急速報メールサービスに登録しており、対象地域をカバーしている各社の携帯電話の基地局より、対象地域内に滞在する方が所有している受信対応可能な携帯電話全てに対し、緊急情報が配信されます。

続いて、４点目の防災行政無線や登録制メールと、緊急速報メールの連動につきましては、緊急時の住民への伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール等は、それぞれ独立した発信システムのため、現在は連動はしておりません。

続いて、５点目の平群町内の土砂災害警戒区域の範囲と住民への周知方法については、基礎調査につきましては、奈良県が主体となり、平成１９年度から２４年度にかけて、調査及び指定を行い、現在平群町には、警戒区域（イエローゾーン）が１８４カ所存在します。内訳としましては、山間部や崖を中心に急傾斜地の崩壊危険箇所が１２８カ所、生駒山地と矢田丘陵を中心に土石流の危険箇所が５６カ所ございます。また、平成２５年度から、特別警戒区域（レッドゾーン）の調査も開始されております。

住民の方への周知方法につきましては、平群町防災ハザードマップを、平成１９年度に作成し、平成２０年度に全戸配布をしております。また、対象地域向けに個別のハザードマップを作成して、順次配布をしております。本年度におきましても、対象地域に配布を予定をしております。なお、対象地域別のハザードマップにつきましては、町ホームページにも掲載し、町民の方がすぐに確認できるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、６点目のＪアラートの仕組みや発令の体制についてでございます。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）とは、緊急地震速報、津波情報、弾道ミサイル発射情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、内閣官房や気象庁から消防庁を経由し、人工衛星を用いて市町村に送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動させることにより、職員が不在の夜間や休日などにおいても、２４時間体制で、住民に緊急情報を瞬時に伝達することができるシステムでございます。なお、Ｊアラートの整備につきましては、平成１９年度より開始されており、平成２３年３月の東日本大震災を機に、全国的に整備が進み、平群町におきましても、平成２３年度に受信機と自動起動装置を設置しております。

続いて、７点目のＪアラートが、突発性の竜巻に対応しているかどうかにつ



いてでございますが、突発性の竜巻の発生に関しましては、対応はされてお  
りません。

最後に、8点目のJアラートと登録制メールや緊急速報メールの連動につ  
いてでございますが、Jアラートにつきましては、自動起動装置を経由するこ  
とにより、さまざまなメディアに情報を送ることができるシステムではござい  
ますが、現在平群町では登録制メールや緊急速報メールとは連動はさせており  
ません。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○9 番

はい、ありがとうございます。全体に8点にわたってありがとうございます。  
順次再質問をさせていただきます。

まず1点目は、深夜・夜間等の体制のことを特に聞いたかったんですが、気  
象庁等からの警報が発令されると、常に平群町にも入ってくるようになってお  
って、それを宿直の方が確認された上で、担当職員に連絡をされて、それから  
まず第1段階29名の方に連絡をとって行って、体制をとるということで、御  
説明をいただきました。

職員の方々には、24時間いつでも動ける体制でなければならない。それぞ  
れ個々の私用等もある中ですね、手分けをして体制をとっていただいている  
ということに感謝を申し上げまして、この件については、再質問は結構です。

2点目なんですが、若干お聞きしたいんですが、避難情報の発令の中で、自  
主防災組織には、今後行うというふうに御答弁をいただきました。決算委員会  
の中でも、自主防災組織への8月9日の時点での連絡はどうなっていたのかと  
いう質問もあったと思うんですが、当然いろんな形での自主防災組織を結成さ  
れているわけですから、自治会とともに、連絡をしていく必要があると思うん  
ですが、なぜこれまではそういう体制になっていなかったのかなということ、  
改めてお聞きしたい。

それと、避難の基準なんですが、説明いただいたように、避難準備情報、避  
難勧告、避難指示というふうに分かれておりまして、基準がそれぞれ明記され  
ているんですが、避難指示については、積算雨量等による基準が明示されてい  
ない。明確になっていない。そういった意味で、どういう判断で最終的な発令  
というんですか、避難指示、もう逃げなければならない、この判断の基準はど  
うなっているのか、再度お聞きをします。

それから3点目ですが、エリアメールの特徴ですが、基地局の範囲の中で聞

こえてくると。ですんで、町内の境であったり、できるところには他の市町村の部分が入ってくるという御答弁だったと思います。それと、緊急速報メールが地震と津波だけであると、気象庁からの発令の分についてはですね。そういった意味では、ただだということ、これは気象庁の問題なので、このことについても、御答弁結構です。

4点目、4点目は登録制メールと連動の件なんですが、登録制メールというのは、確かに何を防災行政無線でしゃべっていたのかわからなくても、しっかりと後で確認ができる。平群町から離れていても、平群町の状況が入る。自分の家がどういう危険にさらされているのかっていうのが、遠いところにいる、例えば緊急性の防災無線があってもわかるということでは、非常にいいと思うんですよね。そういう意味でも、緊急速報メールが町からの発信の部分については、同じように、エリアだけじゃなしにですね、町外にいてもですね、わかる、理解ができるということがですね、重要ではないかと思うんですが、連動していないということなので、連動をできないのか。その点をお願いします。

それからエリアメールなんですけど、広報紙に載っているんです。いつも件数がね。26年の7月20日現在で437件、非常に少ないと思うんですよ。なぜ少ないのかなと、私さっき言ったように、確かに大変便利だと思うんです。よね。わざわざ窓をあけて、何を言ってるか聞かなくてもいいし、緊急時もすぐに携帯さえ持っていればわかるという。なぜもっと増えないのか。広報紙には載っているんですが、ポケットティッシュ等をですね、配ってですね、わかるようにもっとするべきだと思うんです。この避難という意味も含めてね。知らない方、多いですよ、やっぱり。えって、こんなん知ってますかって聞くと、え、そうなんですかと。そういや載ってますよねということで、行動に移されない。広報を見て、メールの着信できるような行動に移されない方、多いんです。よね。いかに便利で、何がいいのかということも含めてね、周知していく必要があると思うんです。その意味で、もっと周知を図る必要があると思うんですが、どういうふうに考えられるか。この点も再答弁をお願いします。

それと、防災無線なんですけど、緊急時の防災無線なんですけど、サイレン鳴るんですかね。サイレンというのは、基本的に危険を感知というんか、本当に、午前中も話あったかと思うんですが、雨降ってたら、防災無線さえ何を言っているかわからない。で、何のことかもわからないけど、例えばサイレンが鳴ると、危険だなんていうふうに感知するんで、その辺も、サイレンが鳴るシステムになっているのかお聞きします。

5点目ですが、警戒区域の範囲と住民への周知、午前中にも、これ、質問あったんですが、レッドゾーンの地域指定は、県で平成30年以降に終わるとい

うことで、午前中は御答弁ありました。このレッドゾーンというのは、いま、地域に戸別配布、地域的に配布されているイエローゾーンの中からレッドゾーンが出てくるんですよね、おそらく。それはそれでいいのか。

配布地域は、今後は竜田川付近の東側の部分のほうへ、すなわち椿井、平等寺、その辺に配布予定ということなんですが、いままで、これまでの配布方法はどういうふうになっているのか。ポスティングされているのか。戸別に説明をして配布しているのか。て言いますのは、当然その地域の方は御存じなのかもわかりませんが、私、前段で申しましたように、土砂警戒区域の方に避難勧告が出た。自分の地域が、防災マップを見るとわかるんですが、頭に入っていない。自分の地域がどの地域に入っているんだと。そのことを戸別にわかってもらう必要があると思うんですよね。自分の家がどうなのかということ。例えば土砂災害警戒区域の方は、特に警戒してください。自分のところはどうか。わかっていない方もおられるのではないかなと。個々にわかってもらう必要があるのではないかとということで、特に警戒地域の方には、戸別にわかってもらうように、配布するだけではなく、説明をする必要があるのではないかと思うので、その点を再度御答弁お願いします。

それと6番目、Jアラートの仕組みなんですが、このJアラート自体が国から直接放送されるということなんですけど、これはサイレンとかそういったものでなく、音声として国から発令されるのか。その辺はどうなっているのか。再度御答弁をお願いします。

それと、24種類のうちの10種類は直接、先ほど国からの放送が防災無線に連結して放送されるということですが、残りの14種類については、どのようになっているのか。どういう方法を用いられているのか。どういうふうな情報が提供されてっていうことを、再度御答弁お願いします。

7点目は、気象庁の問題ですが、Jアラートで、最近、これまで日本で起きなかった突発性の竜巻ってというのが各地で起こっているようなので、その辺、気象庁では、おそらくわかるのではないかと思います、それこそ緊急性が必要だと思うので、突発性の竜巻についても、Jアラートで対応していただければなと思ったんですが、対応されていないということで、これは残念ですが、これ以上お答えようがないので、御答弁結構です。

8点目は、これも先ほど言いましたJアラート、登録制メール、これもできないのかなというこでお聞きしたいんですが、先ほど言いましたように、登録制メールとJアラート、平群町から離れていても、危険を察知して、自分の家族や、少なくとも方に連絡をできるということでも、瞬時に流れればなと思うのですが、質問としては、これまでJアラートは作動したことがあるんでし

ようか。平群町のJアラートとして作動したことがあるのか、このことを。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですね、自主防災組織との連携についてでございます。

現在ですね、自主防災組織との連携につきましても、まだまだ不十分な点もございまして、今後はですね、情報提供も含め、自主防災組織や自警団、また消防団とも連携をして、防災体制の強化にですね、図ってまいりたいというふうに考えております。

続きましてですね、避難指示の発令基準等についてでございます。

避難指示の発令につきましてもはですね、河川の洪水等につきましてもは、一応避難準備情報、避難勧告、避難指示等をですね、発令基準がございまして。河川の洪水につきましてもは、堤防が決壊したときですね、破堤を確認したとき等の記載がございまして。ただ、土砂災害の場合につきましてもは、先ほど議員がお述べになられたように、避難指示のそこには空欄になってございまして。これはですね、もう避難勧告よりもさらにきついといたしますかですね、より状況が進んだ場合に発令をされますんでですね、状況によりましてですね、的確に避難指示を発令してまいりたいというふうに考えております。

続きましてですね、緊急速報メールの連動できないかということでございます。登録制メールの件数と、なぜ登録件数が少ないのかという点でございます。

連動につきましてもはですね、防災行政無線は平成5年度に設置された設備でありまして、最新のシステムとは連動はできません。また、緊急速報メールは、送信できる情報にですね、規制があるためですね、登録制メールとの連動は困難であるというふうに考えております。

続きまして、登録制メールの配信件数につきましてもは、8月20日現在で510件となっております。メールの登録につきましてもは、現在毎月広報紙マイタウン平群や町ホームページで登録のお願いをしております。今後につきましてもは、議員お述べのようにですね、あらゆる機会を通じて、住民周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと5点目のですね、防災行政無線にですね、サイレンは鳴らせるかという御質問でございますが、言葉の放送と同じように、サイレンの放送も可能でございます。

続きまして6点目のですね、土砂災害警戒区域のですね、イエローゾーンの

中にレッドゾーンが含まれるのかという御質問でございますが、イエローゾーンの中からですね、調査をしましてレッドゾーンを指定するという事をお聞きしておきます。

続きましてですね、7点目のハザードマップの配布方法につきましてでございますが、手渡し等住民にですね、理解ができるよう配布をすべきだということでございますが、極力ですね、住民の方々の自宅が対象区域に入っているか等ですね、御理解をいただけるような配布方法に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きましてですね、Jアラートのですね、発令の仕組みについてですね、どのような音声で発令されるのかということでございます。Jアラートにつきましてはですね、言葉、言語で発令されます。

続きましてですね、Jアラートの24情報のうちですね、自動起動されるもの等、どういうふうになっているかということでございます。

24情報のうち10情報につきましては、原則自動起動されることとなっております。あと残りの14情報につきましては、8情報につきましては、市町村が設定し、自動起動をさせるということになっており、残りの6情報につきましては、原則自動起動をさせない。町に情報がやってくるだけということになってございます。

それとですね、緊急速報メールとJアラートがですね、連動させられないかということでございます。

Jアラートと緊急速報メールの連動につきましては、専用機器を経由することによりですね、連動は可能というふうにお聞きはしておりますが、現在の状況では連動はできません。今後、連動に向けてですね、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、現在まで作動させたことがあるかという御質問でございます。昨年9月の11日にですね、全国一斉の情報伝達訓練として、作動させております。またですね、訓練実施に関しましては、住民へはですね、広報等で周知をしております。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。

いろいろとたくさんの再質問をさせていただきましたが、要は、いろんな対応をしていただいているということがよくわかります。その中でも、もう一度

繰り返しはしませんが、避難指示の基準、これについては、特にないがということですが、大変判断が難しく、何ていうんですか、失敗というんですか、判断が行き過ぎたということ懸念、心配する部分もあるかも知れませんが、勇気を持ってですね、非常時にはですね、発動していただきたいと思います。いずれにしてもまた、先ほどいろいろと連動の話もさせていただきましたが、なかなか困難な部分もあるようですが、住民が瞬時に同じ情報を持つ、同じ情報を自分のものにする。その上で自助に向かって、自分で行動する。その上、行政が指示をして、一番危険な部分については、手を差し伸べていくということでは、いろんな意味で、大変皆さんも努力いただいていることもよくわかります。今後とも、住民のためによりしくお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす、改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

あすは9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時38分)